



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
実行委員会

第6回馬術競技運営専門委員会

令和7年11月7日（金）

山梨県馬術競技場本部棟会議室



青の煌めきあおもり国スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

資 料 目 次

○ 次第	P. 1
○ 委員名簿	P. 2
○ 委員の変更	P. 3
○ 報告事項	
1 馬術競技会開催準備経過	P. 4
2 第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」 馬術競技会視察報告	P. 8
3 馬術競技会場全体配置計画図（案）	P. 17
○ 審議事項	
1 青の煌めきあおもり国スポ馬術競技リハーサル大会実施要項（案）	P. 18
2 青の煌めきあおもり国スポ馬事衛生対策マニュアル（改訂案）	P. 30

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

第6回馬術競技運営専門委員会 次第

日時：令和7年11月7日（金）

10:00～10:50

場所：山梨県馬術競技場 本部棟会議室

1 開会

2 委員の変更

3 報告事項

- (1) 馬術競技会開催準備経過
- (2) 第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」
馬術競技会視察報告
- (3) 馬術競技会場全体配置計画図（案）

4 審議事項

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ馬術競技リハーサル大会実施要項（案）
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ馬事衛生対策マニュアル（改訂案）

5 閉会

※委員会の閉会后、馬術競技場内を見学する予定です。

（予定時間：10:50～11:30）

馬術競技運営専門委員会 委員名簿

令和7年11月7日現在

◎委員長 ○副委員長 (順不同:敬称略)

区分	機関・団体名	役職	氏名(ふりがな)
競技団体	青森県馬術連盟	理事長	◎ 佐藤 一馬 (さとう かずま)
	山梨県馬術連盟	理事長	○ 田中 光法 (たなか みつのり)
スポーツ 関係	(公財)山梨県スポーツ協会	スポーツ振興課長	辻 昌彦 (つじ まさひこ)
	北杜市スポーツ協会	会長	山田 輝夫 (やまだ てるお)
	(公財)青森県スポーツ協会	総務課長	菊池 啓子 (きくち けいこ)
行政関係	山梨県中北保健所	保健所長	津金 永二 (つがね えいじ)
	北杜警察署	次長	奥山 裕也 (おくやま ひろや)
	北杜市産業観光部	観光課長	山田 信二 (やまだ しんじ)
	北杜市教育部	生涯学習課長	田丸 敬一 (たまる けいいち)
	北杜消防署	署長	下條 博明 (げじょう ひろあき)
馬事衛生 関係	青森県農林水産部	畜産課長	田中 慎一 (たなか しんいち)
	山梨県農政部	畜産課長	相川 忠仁 (あいかわ ただひと)
	山梨県西部家畜保健衛生所	所長	鷹野 由紀 (たかの ゆき)
	つがる広域家畜保健衛生所	所長	村井 孝生 (むらい たかき)
	(公社)山梨県獣医師会	理事	野村 努 (のむら つとむ)
	(公社)青森県獣医師会	事務局長	盛田 淳三 (もりた じゅんぞう)
施設関係	(公財)山梨県馬事振興センター	専務理事	渡邊 聡尚 (わたなべ としなお)
地域協力団体	北杜市商工会	事務局長	清水 博樹 (しみず ひろき)
	(一社) 北杜市観光協会	事務局長	徳山 修弘 (とくやま のぶひろ)
	北杜市行政区 小淵沢町地区	代表区長	岩波 信司 (いわなみ しんじ)
	(社福)北杜市社会福祉協議会	事務局長	清水 市三 (しみず いちぞう)

馬術競技運営専門委員会 委員の変更

令和6年11月7日から令和7年11月6日までの間における馬術競技運営専門委員の変更については、下記のとおりである。

(順不同：敬略称)

分野	機関・団体名及び役職名	新任者	旧任者	変更年月日
行政関係	北杜警察署 次長	奥山 裕也	古屋 慶次	令和7年4月1日
	北杜市産業観光部 観光課長	山田 信二	土屋 直己	令和7年4月1日
	北杜消防署 署長	下條 博明	横森 弘一	令和7年4月1日
馬事衛生関係	山梨県西部家畜保健衛生所 所長	鷹野 由紀	土橋 宏司	令和7年4月1日
地域協力団体	北杜市商工会 事務局長	清水 博樹	山内 一寿	令和7年4月1日
	(一社)北杜市観光協会 事務局長	徳山 修弘	浅川 英三	令和7年6月1日
	北杜市行政区 小淵沢町地区 代表区長	岩波 信司	仁科 陽一	令和7年4月21日

馬術競技会開催準備経過

年月日	内 容
H28(2016)年1月13日	2025年第80回大会について青森県が開催内々定 なお、第78回大会以降「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」へ名称変更
H28(2016)年8月31日	第80回国民体育大会青森県準備委員会(現第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会(以下「青森県準備委」とする))を設置
H28(2016)年9月 ～ H30(2018)年7月	・日体協(現日本スポーツ協会、以後「JSP0」)国体開催基準要項国体施設基準を満たす既存の施設なし ・開催意向調査にて開催意向を示す市町村なし ・県馬連が希望する市町村への個別打診 → 意向なし → 県外での開催に向けて調整 ・JSP0 国体開催基準要項において県外開催可
H30(2018)年8月3日	県馬連との情報交換及び県外開催に係る経費等を説明
H30(2018)年10月4日	福井国体会場(静岡県御殿場)にて、NF国体担当である業務部長に経緯説明及び県外開催に係る手続き等について御教示いただく → 開催県の判断で良いとの回答
H30(2018)年10月13日	青森県馬術連盟より県外開催に係る内諾書が提出
H30(2018)年11月5日	山梨県教育庁スポーツ健康課を訪問し、山梨県馬術競技場に係る情報収集
〃 6日	山梨県馬術競技場の視察を行い、公益社団法人日本馬術連盟及び山梨県馬術連盟からの情報収集
H30(2018)年12月21日	県準備委第5回常任委員会において、馬術競技の県外開催が承認
H31(2019)年2月5日	山梨県馬連、山梨県馬事振興センター、北杜市を訪問し内諾依頼
〃 6日	山梨県体協、山梨県教育庁スポーツ健康課、農政部畜産課(振興センター所有者)を訪問し内諾依頼
H31(2019)年4月	山梨県関係機関及び団体より第80回大会馬術競技開催について内諾
R元(2019)年6月14日	県準備委第6回常任委員会において、馬術競技の会場地を山梨県馬術競技場に内定。同日、JSP0へ馬術競技の県外開催を通知
R元(2019)年11月27日	中央競技団体正規視察実施 山梨県馬術競技場が開催適地としてNFが承認
R2(2020)年8月7日	第80回大会青森県準備委員会馬術競技運営専門委員会及び馬事衛生部会の委員候補者への書面依頼 ※新型コロナウイルスの影響により、訪問説明中止
R2(2020)年8～9月	委員候補者所属先推薦書及び委員候補者からの承諾書受領
R2(2020)年10月8日	JSP0臨時理事会において、2026年第80回大会(冬季大会・本大会)の青森県が開催内定 ※国体から名称変更となって初の完全国スポ
R2(2020)年12月1日	第1回馬術競技運営専門委員会開催(書面開催)
R2(2020)年12月21日	第1回馬事衛生部会開催(書面開催)

年月日	内 容
R 3 (2021) 年 6 月	三重国体リハーサル大会馬事衛生業務視察 ※中止
R 3 (2021) 年 8 月	全日本ジュニア障害馬術大会馬事衛生業務視察 ※視察中止
R 3 (2021) 年 9 月 16 日	第 2 回馬事衛生部会開催（書面開催）
R 3 (2021) 年 10 月	三重国体馬術競技会競技運営視察 ※中止
R 3 (2021) 年 10 月 29 日	第 2 回馬術競技運営専門委員会開催（書面開催）
R 4 (2022) 年 6 月	いちご一会とちぎ国体馬術競技リハーサル大会視察
R 4 (2022) 年 8 月	全日本ジュニア障害馬術大会視察
R 4 (2022) 年 10 月	いちご一会とちぎ国体馬術競技会視察
R 4 (2022) 年 11 月 10 日	第 3 回馬術競技運営専門委員会開催
R 5 (2023) 年 4 月	燃ゆる感動かごしま国体馬術競技会自衛隊訓練視察
R 5 (2023) 年 5 月	SAGA2024 馬術競技会オフィス（兵庫県三木市）及び SAGA2024 馬術競技会場（三木ホースランドパーク）視察
R 5 (2023) 年 6 月	燃ゆる感動かごしま国体馬術競技リハーサル大会視察
R 5 (2023) 年 7 月 20 日	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の青森県での開催及び令和 8 年 10 月 10 日（土）から 10 月 20 日（火）までの 11 日間を会期とすることが決定
R 5 (2023) 年 8 月 31 日	青森県準備委員会会則を改正し、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会を設置
R 5 (2023) 年 9 月	全日本ジュニア総合馬術大会（北杜市）及び燃ゆる感動かごしま国体馬術競技会組合せ抽選会視察
R 5 (2023) 年 10 月	燃ゆる感動かごしま国体馬術競技会視察
R 5 (2023) 年 11 月 9 日	第 4 回馬術競技運営専門委員会開催
R 5 (2023) 年 12 月 8 日	公益財団法人日本スポーツ協会令和 5 年度第 3 回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポ（第 80 回国民スポーツ大会）競技会会期（冬季大会・本大会）が決定 ※馬術競技会については、令和 8 年 10 月 14 日（水）から 18 日（日）までの 5 日間での開催と正式決定
R 6 (2024) 年 6 月	SAGA2024 馬術競技リハーサル大会視察
R 6 (2024) 年 9 月	SAGA2024 馬術競技会組合せ抽選会視察
R 6 (2024) 年 10 月 1 日	地元関係団体から委員を新たに委嘱
R 6 (2024) 年 10 月	SAGA2024 馬術競技会視察
R 6 (2024) 年 11 月 8 日	第 5 回馬術競技運営専門委員会開催
R 7 (2025) 年 4 月 1 日	山梨県北杜市に馬術競技会事務所を設置
R 7 (2025) 年 6 月	わたSHIGA輝く国スポ馬術競技リハーサル大会視察
R 7 (2025) 年 8 月 20 日	JSP O令和 7 年度第 2 回国民スポーツ大会委員会においてあおもり国スポ馬術競技会の会期短縮が決定
R 7 (2025) 年 8 月	わたSHIGA輝く国スポ自衛隊訓練視察

年月日	内 容
R 7 (2025) 年 9 月 8 日	わたSHIGA輝く国スポ馬術競技会組合せ抽選会視察
R 7 (2025) 年 9 月	わたSHIGA輝く国スポ馬術競技会視察
R 7 (2025) 年11月 7 日	第 6 回馬術競技運営専門委員会開催

※青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過につきましては、青の煌めきあおもり国スポのホームページに掲載しておりますので御覧ください。



<参考>

馬術競技運営専門委員会・馬事衛生部会 決定事項等

年度	回	開催期日	場所	区分	内容
R2	第1回委員会	12月1日	書面開催	報告	①第80回国民スポーツ大会について ②馬術競技会について ③馬術競技運営専門委員会について
				審議	①馬術競技会開催準備総合年次計画 ②馬術競技会開催基本計画 ③馬事衛生部会設置要綱
	第1回部会	12月21日	書面開催	報告	①第80回国民スポーツ大会について（概要） ②馬術競技会について ③馬術競技開催準備経過（経緯） ④馬術競技運営専門委員会について ⑤先催県の馬事衛生業務について
R3	第2回部会	9月16日	書面開催	報告	①馬術競技開催準備状況について ②馬術競技運営専門委員会・馬事衛生部会 決定事項等
				審議	①馬事衛生業務年次計画 ②馬事衛生部会の廃止について
	第2回委員会	10月29日	書面開催	報告	①馬術競技会開催準備状況について ②馬術競技運営専門委員会・馬事衛生部会 決定事項等 ③第2回馬事衛生部会結果概要
				審議	①馬事衛生業務年次計画 ②馬事衛生部会の廃止について ③馬術競技会開催準備総合年次計画 ④馬術競技会広報実施計画
R4	第3回委員会	11月10日	山梨県庁 (甲府市)	報告	①馬術競技会開催準備状況について ②馬術競技運営専門委員会・馬事衛生部会 決定事項等 ③第80回国民スポーツ大会馬術競技会について ④いちご一会とちぎ国体馬術競技リハーサル大会及び本大会視察報告
				審議	①馬術競技会施設整備実施計画 ②馬術競技会宿泊・医事衛生業務実施計画
R5	第4回委員会	11月9日	山梨県庁 (甲府市)	報告	①馬術競技会開催準備経過について ②青の煌めきあおもり国スポ及び馬術競技会の会期について ③燃ゆる感動かごしま国体馬術競技視察報告
				審議	①馬事衛生班体制 ②おもてなし実施計画 ③競技・式典実施計画
R6	第5回委員会	11月8日	山梨県 馬術競技場 (北杜市)	報告	①馬術競技会開催準備経過について ②第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」馬術競技会視察報告 ③馬術競技会場設営実施計画中間報告
				審議	①馬事衛生対策マニュアル ②輸送・交通実施計画 ③警備・消防防災実施計画 ④運営ボランティア募集要項

第79回国民スポーツ大会 「わたSHIGA輝く国スポ」 馬術競技会視察報告

【大会概要】

- ①会 期 令和7年9月29日(月)～10月3日(金) 5日間 ※入厩期間 9月27日(土)～28日(日)
- ②会 場 三木ホースランドパーク(兵庫県三木市) ※県外開催



- ③参加数 選手・監督・ホースマネージャー 293人 馬匹数 174頭

競技役員 87人 競技会係員 40人 自衛隊協力隊 51人 委託業者 45人程度

一般来場者、視察、報道等については集計中

【馬事衛生関係】

○馬事衛生係〈体制〉

馬術班長(競技運営チーム員:県獣医師)―県動員獣医師9名(入厩時7名、競技期間4名)ほか馬事総務対応、消毒・管理対応、防疫厩舎管理対応を業者委託(ラジオ関西)により編成

○入厩

今年4月に熊本県と北海道で馬インフルエンザが発生したため、防疫対応を強化した

- ・車両消毒ポイントを設置し、ポイントで馬運車を止め、健康手帳を預かり、動力噴霧器による車両消毒及び運転手の手指消毒等を実施
- ・健康手帳及び乗馬登録証の確認後、馬運車内で馬の呼吸器チェックをしてもらい、異常がない場合のみ入厩を許可
- ・厩舎内に入る場合はリストバンドの着用を求めるとともに、リストバンドの配布者リストを作成



◎ あおもり国スポにおいては、滋賀県と同様の対応をとる予定

【輸送・交通関係】

■シャトルバス、選手監督用バス、競技役員用バス(計画輸送)

- ・シャトルバスを競技場と神戸電鉄三木駅の間で運行(30分間隔)、1日あたり数名利用
- ・選手監督用バスを入厩初日から大会最終日まで宿泊施設と競技場の間で朝(7時前後)と夕方(18時前後)に運行、一部の選手監督が利用
- ・競技役員用バスを入厩日にJR三宮駅・新神戸駅から競技場まで運行、最終日には競技場からJR三宮駅・新神戸駅まで運行し、競技期間中は選手監督バスと同様に朝夕に輸送

■馬運車・帯同車

- ・道の駅に隣接するかじやの里メッセみき駐車場を馬運車・帯同車駐車場として利用
- ・帯同車がない県は、実行委員会が用意した無料デマンドタクシー(10人乗り)によって馬運車駐車場から競技場に移動、1日あたり数名利用



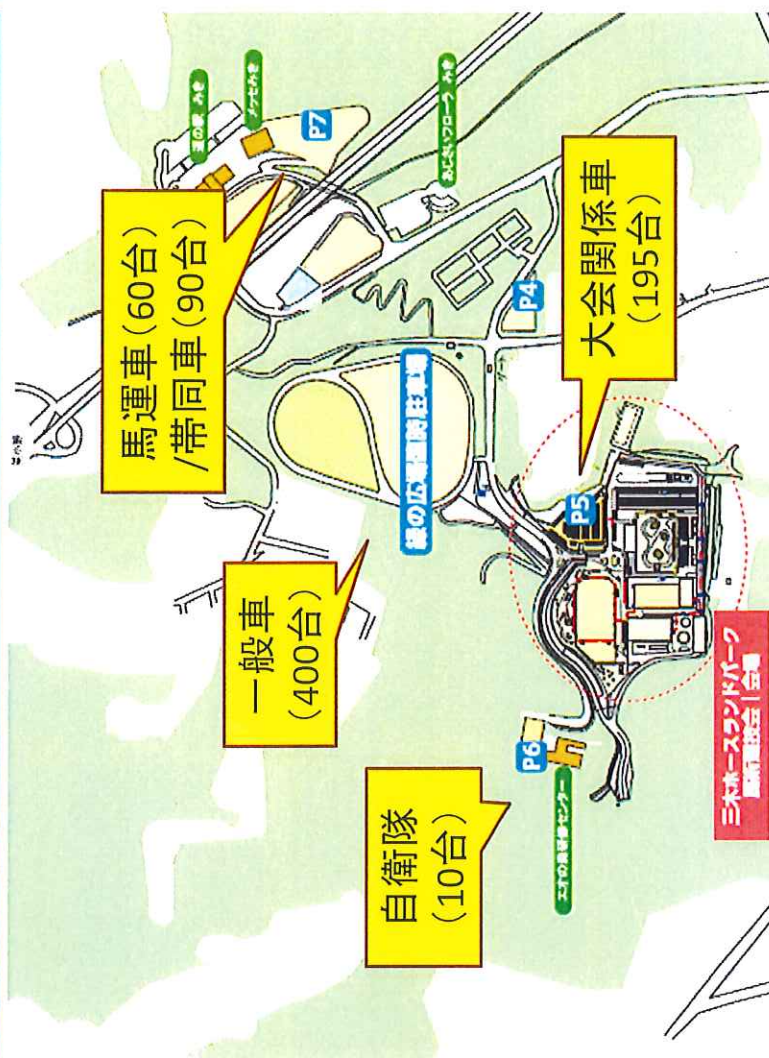
◎あおもり国スポにおいては

- ・シャトルバスについて、一般来場者駐車場が会場から離れた場所にあるため、駐車場、小湊駅及び競技場との間で運行予定
- ・選手・監督及び競技役員用バスを滋賀国スポと同様に付近の駅(小湊駅)、宿泊施設、競技場との間で運行予定
- ・輸送バスについて、馬運車駐車場として利用するジュネスハケ岳駐車場(長野県富士見町)と競技場との間で運行予定

■ 駐車場

- ・大会関係者の駐車場について、大会2日目は満車
- ・一般駐車場について、延べ350台程度の入場で、瞬間最大駐車台数は230台程度
- ・馬運車の駐車台数について、入厩終了時点で53台
- ・大会関係者駐車場(P5)には福祉用及び来賓用駐車場を9台分確保

● 使用駐車場の全体図



※地図内の数字は駐車可能台数

- ・各駐車場には警備員(委託業者)を配置し、車両及び歩行者を誘導しながら入出場台数をカウント

◎あおもり国スポにおいては

- ・一般駐車場は、北杜市が所有する駐車場を
借上げし、最大300台駐車可能
- ・馬運車駐車場は馬運車約50台、帯同車約20台
駐車可能
- ・大会関係者（自衛隊含む）は競技場付近及びアルソア
（研修施設）第2駐車場に約200台駐車可能
- ・各駐車場から競技場まではシャトルバス又はデマンド
タクシーを運行予定



【警備】

■警備員配置

- ・配置規模：昼間は会場内の16箇所、夜間は計25名を配置、夜間は4箇所、計6名を配置
- ・配置場所：昼間は競技場入り口と一般駐車場入口を中心に配置、夜間はイベント広場、厩舎入口、隔離厩舎に配置



◎あおり国スポにおいては

- ・競技場が比較的にコンパクトであるため、昼間の警備員数は削減される見込み
- ・馬運車入場口やシャトルバス乗降場所等には警備員を多く配置
- ・競技場と駐車場が離れているため、それぞれの駐車場に警備員を配置

【ボランティア】

- ・登録者：20代～70代の男女23名 参加：9～15名/日、延べ58名
- ・活動内容：受付案内、おもてなし、弁当配布、表彰、馬事衛生補助

業務別人員数	9/29(月)	9/30(火)	10/1(水)	10/2(木)	10/3(金)
受付案内	4名	3名	4名	2名	3名
おもてなし	6名	5名	5名	5名	5名
弁当配布	3名	2名	3名	2名	
表彰	3名	2名			2名
馬事衛生					2名
合計	15名	10名	12名	9名	12名



◎あおもり国スポにおいては

- ・上記の業務を競技会運営委託業者、高校生補助員及び実施本部員（青森県職員）で対応予定
- ・これまでの大会よりも会期が1日短いことから、ボランティアについては、募集の要否を含め体制を検討

【医事関係】

- ・三木市医師会から医師が1名常駐
- ・看護師1名、救護係（委託業者）1名
- ・障害馬術競技中は様子が見える場所に待機
- ・競技開始前日に厩舎内の事故による救急搬送あり
- ・競技中の落馬等による救急搬送なし



◎あおもり国スポにおいては

- ・山梨県医師会及び山梨県看護協会に協力を依頼し、承諾済み
- ・詳細は競技会運営委託業者とも協力して調整予定

【おもてなし】

- ・滋賀県及び三木市のPRブースを設置し、観光案内や飲料及び菓子のふるまいを実施
- ・キッチンカーが食品を販売(3～4台/日)
- ・馬具、馬関連用品店が多数出店
- ・一般客向けのえさやり体験、乗馬体験等あり



◎あおもり国スポにおいては

- ・北杜市の特産品売店や青森県産品のふるまいを予定
- ・キッチンカー・馬具店等の出店を募集予定

【式典】

- ・式典進行は競技運営委託業者、司会はプロのアナウンサー
- ・種目毎の優勝者へのインタビュアーやメダルの授与を実施
- ・副賞として大会マスコットのぬいぐるみ、琵琶湖彩ガラス、近江牛等を贈呈
- ・表彰プレゼンターは競技団体幹部や実行委員会幹部、滋賀県を拠点に活動するジョッキ一等



◎あおもり国スポにおいては

- ・競技会運営委託業者に競技会運営とあわせて式典進行を委託予定
- ・副賞として、青森県産の日本酒セット、食肉、リンゴジュース等を贈呈
- ・表彰プレゼンターは競技団体幹部を中心に関係団体へ依頼予定

A photograph of a large group of people, mostly men, seated at long wooden tables in a hall. The room has wood-paneled walls and a yellow floor. A sign on the wall reads "THE UNIVERSITY OF THE SOUTH PACIFIC". The people are seated in rows, facing towards the front of the room. Some individuals are looking towards the camera, while others are looking away. The tables are long and rectangular, and the chairs are simple wooden chairs. The overall atmosphere appears to be formal or semi-formal.

A photograph of a large outdoor stage performance. Several performers in traditional Japanese attire are on stage. A large banner with Japanese text 'チバリ' is visible. The background features a blue sky, trees, and a white fence.

A group of people are seated at a long, dark wooden table outdoors. The table is set with various items, including bottles and containers. In the background, there is a large, dark wooden door or partition. The setting appears to be a courtyard or garden area.

第3回 技術撮影合同勉強会

11月20日

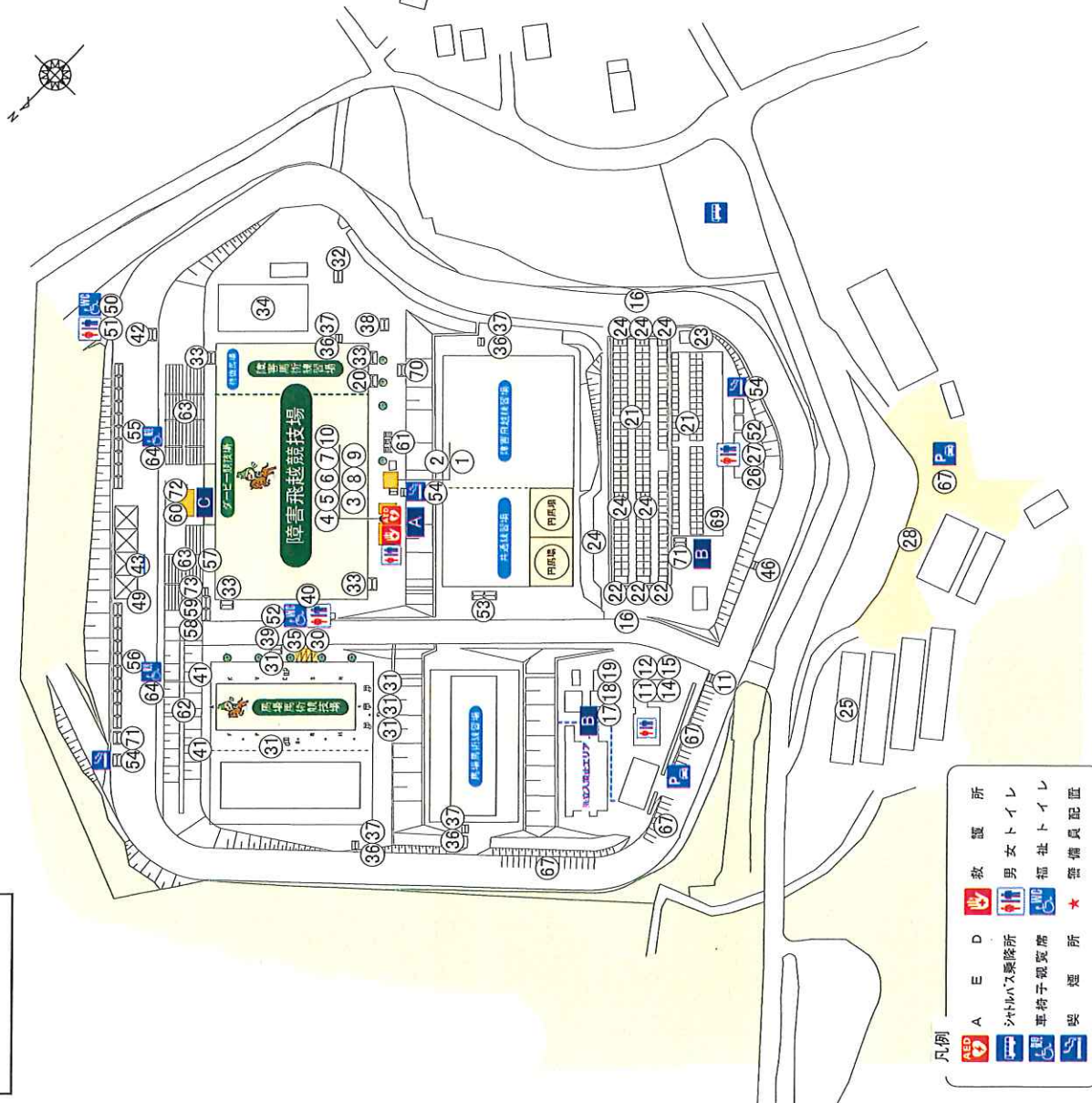
会場は159に
西東京市会館
お集まりください。

1. 人物をどう撮るか
2. 風景をどう撮るか
3. 商品・物をどう撮るか
4. 動画をどう撮るか
5. 動画をどう編集するか
6. 動画をどう発表するか
7. 動画をどう活用するか
8. 動画をどう販売するか
9. 動画をどう宣伝するか
10. 動画をどう収益化するか

[illegible]

報告事項 3

全体配置計画図(案) S=1/2000



A 大会本部棟・審判棟

No	施設名
1	競技本部(総務委員) 1F
2	県実施本部 2F
3	救護室 1F
4	障害馬術競技審判委員席 2F
5	放送席 2F
6	総合計算委員席 2F
7	競技運営委員席 2F
8	コースデザイナー席
9	自衛隊本部
10	スケジュールオフィス

C 屋外仮設施設

No	施設名	No	施設名
30	馬場馬術競技場	54	喫煙所
31	審判BOX	55	売店
32	コースビルダー席(障害物置場)	56	馬具店
33	コースビルダー席	57	式典会場
34	障害物置場	58	入賞・授与者控所
35	セクレタリー控所	59	式典係・補助員控所
36	スケジュールボード席	60	プレスルーム
37	競技進行委員席	61	選手・監督応援席
38	施設整備補助員待機所	62	馬場馬術競技観覧席
39	馬場馬術競技係員詰所	63	障害飛越競技観覧席
40	電光掲示板(陸雪)	64	福祉社
41	成績表示モニター(馬場)	65	馬運車駐車場
42	受付総合案内所	66	帯同車駐車場
43	総合休憩所	67	関係者駐車場
44		68	一般駐車場
45		69	弁当引換所(駄旋)
46	警備員詰所	70	弁当引換所(支給)
47	輸送交通係員詰所	71	ゴミ集積所
48	駐車場係員詰所	72	大会役員控室
49	ドリンクコーナー	73	表彰放送席
50	福祉トイレ	74	
51	仮設トイレ	75	
52	仮設トイレ	76	
53	役員・補助員控所	77	

B 厩舎・馬事衛生地区

No	施設名
11	馬事衛生本部棟
12	防疫検査所
13	
14	馬事衛生係員詰所
15	馬運草受付所
16	馬乗降所
17	馬診療・装蹄所
18	獣医師事務所
19	装蹄師事務所
20	臨時装蹄師詰所
21	厩舎
22	敷料置庫
23	馬糞置場
24	馬洗い場
25	隔離厩舎
26	ホースマネージャー棟
27	更衣室
28	ドーピング検査室
29	

青の煌めきあもり国スボ
2026 令和8年へ国スボに就いて
TBS放送局・フジ

実行委員会

出力年月日
ファイル名

図面番号
1/2000 (A3)

馬術競技(全種別)
全体配置計画図(案)

図面名

承認

設計
A B E

製図

設計年月日
製図年月日

図面名

承認

図面番号

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技リハーサル大会 実 施 要 項（案）

1. 主 催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 青森県
2. 主 管 青森県馬術連盟
3. 後 援 青森県教育委員会 公益財団法人青森県スポーツ協会
（ 予 定 ） 山梨県 山梨県教育委員会 公益財団法人山梨県スポーツ協会
北杜市 北杜市教育委員会 北杜市スポーツ協会
4. 協 力 公益財団法人日本馬術連盟
公益財団法人山梨県馬事振興センター
山梨県馬術連盟
5. 期 日 2026 年 6 月 6 日（土）から 6 月 7 日（日）まで（2 日間）
6. 会 場 山梨県馬術競技場（山梨県北杜市小淵沢町 10060-3）

7. 競技日程・競技種目及び実施要領

日 程	競技番号	競 技 種 目	
第 1 日 6 月 6 日 （土） 競技開始時刻 午前 9 時	第 1 競技	成年男子・成年女子 馬場馬術競技	国際馬術連盟制定のセントジョージ賞 典馬場馬術課目を実施する。
	第 2 競技	少年 馬場馬術競技	国際馬術連盟制定のジュニアライダー 団体競技馬場馬術課目を実施する。
	第 3 競技	成年男子 国スポ総合馬術競技	固定障害高さ 95～105cm、落下障害高 さ 120cm 以下、幅 140cm 以下、17 障害 以下、速度 375m/分、全長約 1,000m と する。
	第 4 競技	成年女子 スピードアンド ハンディネス競技	高さ 120cm 以下、幅 140cm 以下、12 障 害以下、全長約 600m 未満とする。
	第 5 競技	少年 スピードアンド ハンディネス競技	高さ 110cm 以下、幅 130cm 以下、12 障 害以下、全長 600m 未満とする。
	第 6 競技	成年男子 トップスコア競技	高さ 90～150cm、幅 180cm 以下、10 障 害以下、規定時間 60 秒とする。
	第 7 競技	成年女子 トップスコア競技	高さ 90～140cm、幅 170cm 以下、10 障 害以下、規定時間 60 秒とする
	第 8 競技	少年 標準障害飛越競技	高さ 120cm 以下、幅 140cm 以下、10 障 害以下、速度 350m/分、全長約 500m と する。

日 程	競技番号	競 技 種 目	
第 2 日 6 月 7 日 (日) 競技開始時刻 午前 9 時	第 9 競技	成年男子・成年女子 自由演技馬場馬術競技	日本馬術連盟制定の自由演技セントジョージ賞典馬場馬術課目を実施する。
	第 10 競技	少年 自由演技馬場馬術競技	国際馬術連盟制定の自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目を実施する。
	第 11 競技	成年男子 スピードアンド ハンディネス競技	高さ 130cm 以下、幅 150cm 以下、12 障害以下、全長 600m 未満とする。
	第 12 競技	成年女子 国スポ総合馬術競技	固定障害高さ 90～100cm、落下障害高さ 115cm 以下、幅 130cm 以下、17 障害以下、速度 375m/分、全長約 1,000m とする。
	第 13 競技	少年 国スポ 総合馬術競技	固定障害高さ 85～95cm、落下障害高さ 110cm 以下、幅 120cm 以下、17 障害以下、速度 350m/分、全長約 1,000m とする。

※競技の進行状況、エントリー数によって、時間等を変更する場合がある。

8. 諸会議

会 議 名	日 程	時 間	場 所
監督会議	6 月 5 日 (金)	午後 4 時	山梨県馬術競技場 総合休憩所内

9. 参加資格

- (1) 選手は、下記のいずれかの条件を有する者であること
 - ア 公益社団法人日本馬術連盟の会員であり、騎乗者資格 B 級以上の取得者
 - イ 参加都道府県馬術連盟の長が発行する技能証明書を公益社団法人日本馬術連盟に提出した者
- (2) 少年種別に参加する選手は、中学 3 年生を含む 2012 年（平成 24 年）4 月 1 日以前に生まれた者から 2008 年（平成 20 年）4 月 2 日以降に生まれた者とする。
- (3) 成年種別に参加する選手は、2008 年（平成 20 年）4 月 1 日以前に生まれた者とする。
- (4) 参加馬は、参加申込の時点で公益社団法人日本馬術連盟の登録馬であること。
- (5) 選手及び馬匹は、参加都道府県を重複して出場することはできない。

10. 出場制限

- (1) 同一馬の出場は、同一種目に一回限りとする。ただし、同一種目で複数の種別を実施する場合は、各種別一回ずつ出場できる。
- (2) 予備人馬は、最大 3 名、3 頭とする。予備馬は入厩できない。ただし、参加馬が入厩しない場合は予備馬の入厩を認める。
- (3) 参加申込後の出場人馬の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情（死亡、負傷、疾病、転勤等）がある時は、予備登録人馬に限り監督会議によって出場の可否を決定する。
- (4) 原則として、1 種目あたりの出場頭数の制限はないが、エントリー数によっては、数多く出場している団体には、出場制限を依頼することがある。

1 1. 審判規程

この競技は、日本馬術連盟競技会規程最新版および国民スポーツ大会馬術競技規程最新版を適用する。

1 2. 褒章及び表彰

- (1) 各競技の1位から3位までの者に賞状を、1位から8位までの者に馬リボンを贈る。
- (2) 本大会に向けて総合得点は集計し公表するが、総合表彰は行わない。
- (3) 複数の種別を同時に実施する種目については、種別ごとに表彰を分ける場合がある。

1 3. 参加申込

参加申込は都道府県単位とし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポホームページから別途案内する方法により申込を行うこと。

(<https://aomorikokuspo2026.pref.aomori.lg.jp/kyougi/seishiki/equestrian/>)

1 4. 参加料

- (1) 参加料は、申込と同時に下記に納入すること。納入された参加料は、主催者の都合で出場を取り消した場合を除き返金しない。
- (2) 参加料は、1競技ごとに8,000円とする。
- (3) 参加馬は、登録料として1頭10,000円とする。
- (4) 主催者が特に認めた場合に限り、上記と異なる取り扱いをする場合がある。
- (5) 納入先は、別途案内する。

1 5. 参加馬の輸送・入退厩・防疫

参加馬の輸送・入退厩・防疫に関する内容は、各種実施計画等に基づき実施する。なお、入厩にあたっては、公益社団法人日本馬術連盟の「馬インフルエンザ予防接種実施要領」の最新版の規程および公益財団法人山梨県馬事振興センターの定める諸規定に従うこと。

(1) 厩舎および馬診療所・装蹄所設置期間

2026年(令和8年)6月4日(木)午前8時から6月7日(日)午後5時

(2) 入厩日時

2026年(令和8年)6月4日(木)午前8時～午後5時

2026年(令和8年)6月5日(金)午前8時～正午

(3) 退厩時間

2026年(令和8年)6月6日(土)から6月7日(日)の午前8時～午後5時

(4) 参加馬の輸送

参加馬の輸送は、別に実行委員会が指定する方法により事前に申込みを行った日時に、直接会場へ入厩すること。なお、変更が生じた場合は、速やかに連絡すること(入厩希望時間が重複した場合、時間調整をお願いすることがある。)

(5) 参加馬の輸送費

参加馬の輸送費は、参加者の負担とする。

(6) 敷料

馬房の敷料はウッドチップとし、青の煌めきあおもり国スポ実行委員会(以下「実行委員会」という。)が無料で支給する。

(7) 飼料

飼料は、参加者が入厩時に持参もしくは調達し、退厩の際は全て持ち帰ること。な

お、調達する際は、実行委員会が紹介する飼料業者を利用することもできる。

(8) 防疫・健康検査

入厩時に防疫・健康検査を実施するので、「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の原本を馬運車運転手が携行すること。

(9) その他

ア 会場内・外で発生した事故・盗難等は、主催者・会場は一切責を負わない。貴重品を含む物品は各自で責任をもって管理すること。また、安全上、厩舎には補助員等を置かないため、入退厩時の馬具等の運搬については選手・監督等の関係者で実施すること。

イ 大会期間中（入厩期間中を含む。）は、指定されたエリアおよび時間外の乗馬の出入りを禁止する。また、必ず係員の指示に従うこと。

ウ 競技種別にかかわらず本リハーサル大会の参加馬については全て当該項目によるものとする。

エ JEF 獣医規程最新版を適用する。

16. 宿泊・昼食

(1) 宿泊の斡旋は実施しない。

(2) 昼食弁当の斡旋は実施しない。

17. その他

(1) 参加者は各自傷害保険に加入し、健康保険証またはそれに代わるものを持参すること。

(2) 人馬の事故に関して応急処置は行うが、主催者はその責任を負わない。

(3) 参加者が疾病や負傷を負い、医療機関を受診した場合の費用は各自の負担とする。

(4) 参加馬が診療に要した費用は各自の負担とする。また、装蹄も同様とする。支払方法については、監督会議で周知する。

(5) メディカルカードは各自で記載し、競技中も常時携行すること。

(6) 厩舎エリアは火気厳禁とし、ゴミは持ち帰ること。

(7) 競技会場敷地内では、指定する場所以外での喫煙を禁止する。

(8) 参加各県1名のホースマネージャーは、参加馬の夜間管理に万全を期すこと。また、ホースマネージャー棟に宿泊を希望する場合は別に実行委員会が指定する方法により事前に申込みを行うものとし、これ以外のホースマネージャー宿舎の斡旋は行わない。

(9) 大会は晴雨にかかわらず決行する。ただし、荒天時等の対応については、競技団体と実行委員会が協議し決定する。

(10) 会場内へのペット類（犬、猫等）および危険物の持ち込みを禁止する。

(11) 競技順および競技開始時間は、エントリーが揃った段階で確定し、後日送付する。

(12) 出場順は、主催者が決定する。

(13) 自由演技馬場馬術競技に使用する音源は、監督会議（6月4日）終了後、速やかに競技本部（総務委員）に提出すること。

(14) 未成年選手の保護者が臨場しない場合は、未成年選手の落馬後の再騎乗にかかる委任状を準備し、監督が携行すること。

(15) 厩舎内で同時に大きな電気を使用することにより遮断機が作動した場合、復旧に時間がかかるため、施設の電力を使用する消費電力の大きい機材の持ち込みは必要最低限とすること。なお、電力を使用する機材を制限することがある。

18. 連絡先

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 馬術競技会事務所
(青森県国スポ・障スポ局 競技式典課 冬季・県外競技グループ)
〒408-0036 山梨県北杜市長坂町中丸 1996
TEL : 0551-30-4362、4365 FAX : 0551-30-4373
Email : aomori2026bajutsu@pref.aomori.lg.jp

〔19〕馬術競技

1 期 日 2026年10月15日（木）から10月18日（日）まで（4日間）

月 日	競技番号	競 技 種 目	
第1日目 10月15日（木）	第1競技	成年男子	馬場馬術競技
	第2競技	少 年	馬場馬術競技
	第3競技	成年男子	国スポ総合馬術競技
	第4競技	少 年	トップスコア競技
	第5競技	成年女子	標準障害飛越競技
	第6競技	成年男子	スピードアンドハンディネス競技
第2日目 10月16日（金）	第7競技	成年女子	馬場馬術競技
	第8競技	成年男子	自由演技馬場馬術競技
	第9競技	少 年	標準障害飛越競技
	第10競技	成年男子	トップスコア競技
	第11競技	成年女子	スピードアンドハンディネス競技
	第12競技	少 年	リレー競技
第3日目 10月17日（土）	第13競技	少 年	自由演技馬場馬術競技
	第14競技	成年女子	自由演技馬場馬術競技
	第15競技	少 年	国スポ総合馬術競技
	第16競技	成年男子	標準障害飛越競技
	第17競技	成年女子	トップスコア競技
	第18競技	少 年	スピードアンドハンディネス競技
第4日目 10月18日（日）	第19競技	成年女子	国スポ総合馬術競技
	第20競技	少 年	団体障害飛越競技

2 会 場 山梨県北杜市 山梨県馬術競技場

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	ホースマネージャー	選手数※	合 計（人）
成年男子	1×47 都道府県	1×47 都道府県	69	326
成年女子			69	
少 年			94	

（注）監督及びホースマネージャーは、選手を兼ねることができる。

※ 監督或いはホースマネージャーが選手を兼ねる場合の人数は、上記表の選手数には含まれていない。

4 競技上の規程及び方法

- (1) この競技会は、日本馬術連盟競技会規程最新版及び国民スポーツ大会馬術競技規程最新版を適用する。
- (2) 競技別参加都道府県数及び実施要領は次のとおりとする。

種別	種目	都道府県数	実施要領
成年男子	標準障害飛越競技	26	高さ135cm以下、幅150cm以下、水濠奥行300cm以下、10障害以下、速度375m/分、全長約500mとする。
	スピードアンドハンディネス競技	26	高さ130cm以下、幅150cm以下、12障害以下、全長600m未満とする。
	国スポ総合馬術競技	26	固定障害高さ95～105cm、落下障害高さ120cm以下、幅140cm以下、17障害以下、速度375m/分、全長約1,000mとする。
	トップスコア競技	26	高さ90～150cm、幅180cm以下、10障害以下、規定時間60秒とする。
	馬場馬術競技	14	国際馬術連盟制定のセントジョージ賞典馬場馬術課目を実施する。
	自由演技馬場馬術競技	14	日本馬術連盟制定の自由演技セントジョージ賞典馬場馬術課目を実施する。
成年女子	標準障害飛越競技	26	高さ125cm以下、幅145cm以下、水濠奥行300cm以下、10障害以下、速度375m/分、全長約500mとする。
	スピードアンドハンディネス競技	26	高さ120cm以下、幅140cm以下、12障害以下、全長600m未満とする。
	国スポ総合馬術競技	26	固定障害高さ90～100cm、落下障害高さ115cm以下、幅130cm以下、17障害以下、速度375m/分、全長約1,000mとする。
	トップスコア競技	26	高さ90～140cm、幅170cm以下、10障害以下、規定時間60秒とする。
	馬場馬術競技	14	国際馬術連盟制定のセントジョージ賞典馬場馬術課目を実施する。
	自由演技馬場馬術競技	14	日本馬術連盟制定の自由演技セントジョージ賞典馬場馬術課目を実施する。
少年	標準障害飛越競技	26	高さ120cm以下、幅140cm以下、10障害以下、速度350m/分、全長約500mとする。
	スピードアンドハンディネス競技	26	高さ110cm以下、幅130cm以下、12障害以下、全長600m未満とする。
	リレー競技	26	高さ110cm以下、幅130cm以下、12障害以下、全長600m未満とする。
	国スポ総合馬術競技	26	固定障害高さ85～95cm、落下障害高さ110cm以下、幅120cm以下、17障害以下、速度350m/分、全長約1,000mとする。
	トップスコア競技	26	高さ90～135cm、幅170cm以下、10障害以下、規定時間60秒とする。
	馬場馬術競技	14	国際馬術連盟制定のジュニアライダー団体馬場馬術課目を実施する。
	自由演技馬場馬術競技	14	国際馬術連盟制定の自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目を実施する。
	団体障害飛越競技	12	高さ110cm以下、幅130cm以下、10障害以下、速度350m/分、全長約500mとする。

- (3) 全種目を通じて選手の出場は、1人2種までとする。
- (4) 全種目を通じて馬匹の出場は、1頭6種目までとする。
- (5) 一つの種目への1都道府県の出場は、1回限りとする。
- (6) 団体障害飛越競技は2名戦で以下のとおり行う（選手は出場枠内で3名まで登録することができる）。

ア 競技は1日で行い、チームの馬1頭に2名の選手が騎乗し同一コースを走行する。

イ 後段選手の出場順序は、前段の選手の減点と走行タイムによる成績下位のチームから走行する。同点・同タイムの場合は、前段の出場順の早いチームが先に走行する。

ウ 前段の選手が失権しても後段の選手は走行可能とする。

エ 出場順は、他の個人競技と同様に組合せ抽選会で決定する。

オ 監督は、10月17日（土）午後4時までに出場選手2名と騎乗順序（前段・後段）を申告する。

(7) 騎乗中は、必ず馬術競技用ヘッドギアを適正に着用すること。

(8) 選手は所属する都道府県名を出場する服装に明記すること。違反した場合は出場できない。

(9) 欠場する場合は、それが判明した時点で速やかに欠場届を総務委員に提出しなければならない。
なお、未提出の場合は、当該都道府県はそれ以降の競技に出場することができない。

5 予選方法

(1) 都道府県馬術連盟は、都道府県大会を開催し、ブロック大会の出場人馬を決定する。

(2) 各ブロックは、ブロック大会を開催し本大会の出場選手数、頭数、出場種目を決定する。

ア ブロック大会に参加する都道府県は、個人競技に5頭以上エントリーする場合、内国産馬を1頭以上含めること。

イ ブロック大会の必須競技種目は次のとおりとする。

成年男子	障害馬術競技、馬場馬術競技
成年女子	障害馬術競技、馬場馬術競技
少年	障害馬術競技、馬場馬術競技、団体障害飛越競技

(3) 本大会参加人馬実数は、開催県を除く各都道府県はそれぞれ最大限8頭12名（監督1名、ホースマネージャー1名、選手10名）、最小限1頭3名（監督1名、ホースマネージャー1名、選手1名）とする。

開催県は13頭13名（監督1名、ホースマネージャー1名、選手11名）とする。

ただし、個人競技に5頭以上エントリーする場合は、内国産馬を1頭以上含めること。

なお、参加都道府県はこの他に3名、3頭を予備選手、予備馬として登録することができる。

ア 本大会参加人馬割当表

ブロック名	都道府県名	選 手 数					選手 合計	馬 匹 数		
		成年 男子	成年 女子	少年				個人	団体	計
				個人	団体	計				
北海道	北海道	3	3	2	2	4	10	7	1	8
東 北	岩手、宮城、秋田、山形、 福島	7	7	8	2	10	24	17	1	18
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、 山梨	11	11	12	2	14	36	25	2	27
北信越	新潟、長野、富山、石川、 福井	7	7	8	2	10	24	17	1	18
東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	6	6	6	2	8	20	14	1	15
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山	8	8	9	2	11	27	20	1	21

中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	7	7	8	2	10	24	17	1	18
四 国	香川、徳島、愛媛、高知	6	6	6	2	8	20	14	1	15
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	11	11	12	2	14	36	25	2	27
開催県	青森	3	3	3	2	5	11	12	1	13
計		69	69	74	20	94	232	168	12	180

(注) 選手実数は、監督、ホースマネージャーが選手を兼ねる場合に割当表の選手数から増える場合がある。

イ 団体障害競技の選手と馬匹の配分について

- (ア) 各ブロック大会の団体障害飛越競技において、第1位の都道府県には、選手2名、馬1頭の参加を割当てる。
- (イ) 関東/九州の各ブロック大会の団体障害飛越競技において、第2位の都県には馬1頭の参加を割当てる。なお、選手については、各ブロック内にて調整する。
- (ウ) 団体障害飛越競技に割当てられた枠で出場する選手及び馬匹は、個人競技にも参加することができる。

ウ 各種目別出場基準

種 目 ブロック名	標準障害飛越競技、 スピードアンドハンディネス競技、 国スポ総合馬術競技、 トップスコア競技、少年リレー競技	馬場馬術競技	少 年 団体障害飛越競技
北海道	1	1	1
東 北	3	2	1
関 東	4	2	2
北信越	3	1	1
東 海	2	1	1
近 畿	3	2	1
中 国	3	1	1
四 国	2	1	1
九 州	4	2	2
開催県(青森)	1	1	1
合 計	26 頭	14 頭	12 チーム

(注) 上記の表は、成年男子・成年女子・少年の各種別に適用する。

(4) ブロック大会開催報告

ブロック大会実施担当都道府県馬術連盟は、当該ブロック大会終了後直ちに実施報告書（実施の日時、会場、参加人員、所属都道府県名、成績の概要、合格チーム名、選手の住所、氏名、その他）を参加都道府県スポーツ協会及び公益社団法人日本馬術連盟に報告すること。

6 参加資格等

総則5に基づいた条件を有することのほか、次による。

- (1) 少年種別に参加するには、中学3年生を含む2012年(平成24年)4月1日以前に生まれた者から2008年(平成20年)4月2日以降に生まれた者とする。

- (2) 選手は、ブロック大会の参加申込みの時点で、公益社団法人日本馬術連盟の会員で、騎乗者資格B級以上の取得者であること。ただし、少年種別に参加する選手で、騎乗者資格B級以上の資格がない場合は、公益社団法人日本馬術連盟の会員であることのほか参加都道府県の馬術連盟会長が発行する技能証明書を公益社団法人日本馬術連盟会長宛てに提出すること。
- (3) 馬匹は、公益社団法人日本馬術連盟の登録馬であること。
- (4) 馬匹は、参加都道府県を重複して出場することはできない。
- (5) 本大会に出場する選手は、ブロック大会に必ず登録していること。予備登録の選手も同様とする。
- (6) 本項に定める参加資格は、ブロック大会にも適用する。
- (7) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認馬術コーチ1、公認馬術コーチ3のいずれかの資格を有する者であること。

7 成績採点方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に第1位から第8位を決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成 年 男 子 成 年 女 子 少 年	成 年 女 子	各種目に、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分する。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む）に参加した都道府県に10点を与える。ただし、そのブロック大会で出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合には与えない。

8 表彰の方法

- (1) 男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、表彰状を授与する。
- (2) 男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。

9 参加申込方法

- (1) 所定の Web ページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスし、必要事項を入力の上、所属都道府県スポーツ協会を通じて2026年9月3日（木）午後5時までに申込手続を完了すること。
- (2) 締切期限以降は所定の Web ページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスできなくなるので、締切期限を厳守すること。
- (3) 下記の必要書類について、参加予定馬及び、5(3)に規定する予備馬について、別途指示する方法により、2026年9月3日（木）午後5時必着で送付すること。

<必要書類>

ア 馬の検査・注射・薬浴・投薬証明手帳の写し

(イ) 表紙

(イ) 馬インフルエンザ予防接種証明（基礎接種から最新の補強接種まで全て）

イ 日本馬術連盟乗馬登録証（裏表）の写し

ウ 入・退厩（変更）申込書、予防接種確認票

- (4) 参加申込締切後の人馬の交代は、特別の事情（死亡、負傷、疾病、転勤等）がある場合のみ認める。特別の事情で人馬を交代させる場合は、それを証明する書類を添付し、当該都道府県スポーツ協会を通じて期限までに下記「イ 提出先」(ア)～(ウ)宛てに電子メールによりそれぞれ届けなければならない。交代する人馬は、いかなる場合でも予め参加申込時に予備登録人馬として記載されていなければならない。また、特別な事情により監督が交代する場合は、選手の交代同様の手続により参加資格を満たす者との交代を認める。これらの交代は、各競技の技術代表と審判長が確認し、競技運営委員長が承認して認められる。

ア 提出期限 2026年10月12日（月）午後5時

イ 提出先

(ア) 公益社団法人日本馬術連盟

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館6F

TEL 03-3297-5611 FAX 03-3297-5617

E-mail jef.kokuspo@gmail.com

(イ) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

（青森県国スポ・障スポ局競技式典課 競技運営グループ）

TEL 017-734-9771 FAX 017-734-8015

E-mail aomori2026kyougiunei@pref.aomori.lg.jp

(ウ) 青の煌めきあおもり国スポ馬術競技事務所

〒408-0036 山梨県北杜市長坂町中丸1996

（青森県国スポ・障スポ局競技式典課 県外競技グループ）

TEL 0551-30-4362 FAX 0551-30-4373

E-mail aomori2026bajutsu@pref.aomori.lg.jp

なお、公益財団法人日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、別途、所定の手続により、参加申込情報を修正すること。

10 参加上の注意

- (1) 選手の出場順序及び組合せは、公益社団法人日本馬術連盟事務局において抽選により決定する。

- (2) 馬事衛生関係については、「青の煌めきあおもり国スポ馬事衛生対策マニュアル」等の規程に基づき実施する。なお、入厩にあたっては、公益社団法人日本馬術連盟の「馬インフルエンザ予防接種実施要領」の最新版の規程に従うこと。

ア 参加馬の輸送は、2026年10月13日（火）から10月14日（水）までの午前8時から午後5時まで（10月14日のみ正午まで）に入厩できるように計画すること。退厩は、2026年10月15日（木）から2026年10月18日（日）とし、午前8時から午後5時までの間に行うこと。

イ 防疫検査は馬降時（入厩前）ではなく、入厩後に馬房内で実施するため、「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」を入厩後、馬事衛生本部に持参し、馬管理者立会いのもと検査を受けること。なお、検査が終わるまでは参加馬を馬房から

出すことは一切できない。

ウ 参加馬に対する飼料は、参加都道府県又は馬管理者が入厩時に持参若しくは調達し、退厩の際は全て持ち帰ること。なお、調達する際は、実行委員会が紹介する飼料業者を利用することもできる。

エ 会場内・外で発生した事故・盗難等は、主催者・会場は一切責任を負わない。貴重品を含む物品は各自で責任をもって管理すること。また、安全上、厩舎には補助員等を置かないため、入退厩時の馬具等の運搬については、選手・監督等の関係者のみで実施すること。

オ 最終日は、退厩が集中することから、自身での馬具等の事前積み込み、早めの退厩手続きを行うなど、各自が迅速な退厩に協力すること。

(3) ホースマネージャーの宿舎は、競技会場内の「ホースマネージャー棟」に準備する。

なお、貴重品については各自で責任をもつこと。

(4) 人馬の事故に関して応急処置は行うが、主催者は、その責任を一切負わない。

(5) メディカルカードは、各自で記載し携帯すること。

(6) 未成年選手の保護者が臨場しない場合は、未成年選手の落馬後の再騎乗にかかる委任状を準備し、監督が携行すること。

11 その他

(1) 組合せ抽選会

日 時 2026 年 9 月 7 日 (月) 午後 1 時 30 分

場 所 馬事畜産会館 2 階会議室

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 16 号

(2) 監督会議

日 時 2026 年 10 月 14 日 (水) 午後 4 時

場 所 馬術競技会 総合休憩所

〒408-0044 山梨県北杜市小淵沢町 10060-3 (山梨県馬術競技場内)

(3) 総合表彰式

日 時 2026 年 10 月 18 日 (日) 午後 1 時

場 所 馬術競技会 総合休憩所

〒408-0044 山梨県北杜市小淵沢町 10060-3 (山梨県馬術競技場内)

青の煌めきあおもり国スポ 馬事衛生対策マニュアル（改訂案）

1 趣旨

このマニュアルは、第 80 回国民スポーツ大会馬術競技会馬事衛生業務実施計画に基づき、馬術競技参加馬（以下「参加馬」という。）の防疫、健康管理、輸送等の馬事衛生対策及び馬のウェルフェアに関し必要な事項を定める。

2 期間

（1）リハーサル大会

入厩日 : 令和 8 年 6 月 4 日（木曜日）～ 5 日（金曜日）

競技及び退厩日 : 令和 8 年 6 月 6 日（土曜日）～ 7 日（日曜日）

（2）本大会

入厩日 : 令和 8 年 10 月 13 日（火曜日）～ 14 日（水曜日）

競技及び退厩日 : 令和 8 年 10 月 15 日（木曜日）～ 18 日（日曜日）

3 適用基準

馬事衛生業務における適用基準は、公益社団法人日本馬術連盟の「馬インフルエンザ予防接種実施要領」の最新版の規程に準拠するものとする。また、その運用においては、本実施要領に定めるもののほか、必要に応じて同連盟が定める最新の「獣医規程」を参照するものとする。

4 防疫対策

（1）衛生管理区域

入厩から退厩までの期間、会場内に別添のとおり衛生管理区域を設定し、参加馬の防疫に万全を期すため、家畜防疫員（家畜伝染病予防法第 53 条第 3 項に定める家畜防疫員をいう。）を配置する。

（2）消毒及び衛生害虫駆除

入場する車両及び立ち入る者の消毒を行うため、衛生管理区域及び厩舎の出入口に消毒設備を設置するとともに、衛生管理区域内の害虫駆除を行う。

ア 入厩前及び退厩後、厩舎、馬洗い場、馬糞置場等の清掃及び消毒を行う。

イ 厩舎に立ち入る者に対し、手指及び靴の消毒を行わせる。

ウ 厩舎及び馬糞置場に殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生予防及び駆除に努める。

（3）厩舎エリアへの立入りの制限

厩舎エリアへの立入りは定められた出入口からのみとし、立ち入る者はあらかじめ実行委員会が配付する「厩舎エリア立入許可証（リストバンド）」を身に付けるものとする。

（4）事前確認

馬事衛生班は、参加都道府県に対し、「馬インフルエンザ予防接種実施要領」を遵守することをあらかじめ周知するとともに、参加申込みの際に、「馬の検査、駐車、投薬

証明手帳」(以下「健康手帳」という。)及び「日本馬術連盟乗馬登録証」(以下「登録証」という。)の写しを提出させるものとし、参加馬が防疫基準を満たしていることを事前に確認する。

(5) 防疫検査

家畜防疫員は、参加馬が会場に到着したとき、「健康手帳」及び「登録証」の正本の提示を求め、事前に確認した写しと照合し、合致していることを確認する。

検査の結果合致しない場合は、入厩を認めない。

(6) 馬体照合及び臨床検査

入厩前に馬運車内で呼吸器症状がないか確認し、症状がない参加馬のみ入厩できることとする。

入厩後、獣医師団は馬事衛生班と協力し、「馬インフルエンザ予防接種実施要領」に基づく予防接種が参加馬に実施されているかを健康手帳により確認するとともに、参加馬の特徴を登録証と照合する。併せて、視診、聴診、打診、触診及びその他必要と認める方法により、参加馬の臨床検査を実施する。

馬事衛生班は、参加都道府県に対し、上記の検査が終了するまで、参加馬を馬房に留まらせる。また、検査の結果不適となった場合、速やかに退厩させる旨を指示する。

(7) 伝染性疾病発生時の対応

救護獣医師(参加馬の傷病の発生に対し、応急処置及び救急の治療にあたる県実行委員会が指定する獣医師(次に掲げる外来獣医師を除く。)をいう。)、外来獣医師(必要に応じて参加都道府県が帯同する獣医師をいう。)及びホースマネージャー(参加馬の管理に係る参加都道府県の責任者をいう。)は、参加馬に伝染性疾病を疑う事例が発生した場合は、直ちに馬事衛生班に通報するとともに、その指示に従う。馬事衛生班は、家畜伝染病予防法等に基づき、山梨県知事に速やかに届け出るとともに、まん延防止のために必要な措置を講じる。

(8) 隔離厩舎の設置

伝染性疾病を発症(疑う事例も含む。)した参加馬を隔離するため衛生管理区域外に隔離厩舎を設置する。参加都道府県は、馬事衛生班の指示に従い発症馬等を隔離厩舎に移動させる。

5 参加馬の健康管理

(1) 健康観察

馬事衛生班は、ホースマネージャーに対し、入厩期間中、毎日、管理する参加馬の健康観察及び体温測定の結果を報告させ、獣医師団等と連携して、異常の早期発見に努める。

(2) 馬診療

ア 参加馬の傷病発生等に対処するため、馬事衛生エリア衛生管理区域内に馬診療所を設置し、救護獣医師を配置する。診療に要した費用は、参加都道府県の負担とし、支払方法は別途定める。

救護獣医師は、診療業務の実績等を、診療日翌朝までに馬事衛生班に報告する。

イ 外来獣医師は、入厩期間中に診療活動を行う場合には事前に馬事衛生班に届け出るとともに、診療日翌朝までに実績を報告する。

(3) 装蹄

ア 参加馬の落鉄等に対処するため、衛生管理区域内に装蹄所を設置し、公設装蹄師を配置して夜間を除き対応する。装蹄に要した費用は、参加都道府県の負担とし、支払方法は別途定める。

公設装蹄師は、装蹄業務の実績等を従事日の翌朝までに馬事衛生班に報告する。

イ 外来装蹄師は、入厩期間中に装蹄活動を行う場合には、事前に馬事衛生班に届け出るとともに、従事日翌朝までに実績を報告する。

6 入・退厩

(1) 入・退厩計画

参加都道府県の参加馬の輸送に係る責任者（以下「馬輸送責任者」という）は、別に定める方法により、入厩及び退厩の申し込みを行うものとし、馬事衛生班は申込内容に基づき参加馬の入厩・退厩計画を作成する。

(2) 入厩の手続き

馬輸送責任者は、実行委員会に対してあらかじめ入厩申込をするものとし、申し込むことなく入厩することは一切認めない。申込は馬運車ごとに、入厩予定日時、参加馬の輸送頭数、車両番号等、実行委員会からあらかじめ定められた項目を申告して行うものとする。また、申込後に変更があった場合は必ず事前に報告する。

(3) 退厩の手続き

馬輸送管理者は、入厩と同様に、実行委員会に対してあらかじめ退厩申込をするものとし、申し込むことなく退厩することは一切認めない。

7 飼料及び敷料

(1) 飼料

参加馬の飼料は、参加都道府県が入厩時に持参又は調達し、退厩時にすべて持ち帰るものとする。

なお、調達する場合は、実行委員会が紹介する飼料業者を利用することもできる。

(2) 敷料

敷料はオガ粉等とし、実行委員会は参加馬が在厩中に必要な敷料を準備するとともに、不足が生じた場合は適宜支給する。

8 参加都道府県の責務

(1) 出発前の健康検査及び参加馬の輸送

参加都道府県は、入厩の1週間前から極力馬の移動を控え、毎日体温測定を行い、実行委員会へ報告する。また、発熱、咳や鼻水などの臨床症状がないことを確認し、異常が見られた場合には獣医師に連絡する。

参加馬の輸送は、馬運車を使用することとし、参加都道府県の責任で行う。なお、輸

送に係る経費は、参加都道府県の負担とする。

(2) 健康手帳並びに登録証の確認及び携行

参加都道府県は、出発前に馬インフルエンザワクチン接種の確認及び登録証と参加馬の照合を行う。

参加馬の入厩の際には、健康手帳及び登録証を携行し、馬事衛生班の指示に従い提出できるようにする。

(3) 期間中の参加馬の健康管理等

入厩期間中は、毎日参加馬の体温測定及び健康観察を行い、その結果を馬事衛生班に報告する。また、飼料、馬具等の保管及び厩舎内外の清潔の保持等について、責任を持って行う。

9 その他

このマニュアルに定めるもののほか、馬事衛生に必要な事項については、実行委員会及び馬事衛生班が、関係機関・団体と協議のうえ定める。



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
実行委員会

第6回馬術競技運営専門委員会

別冊資料

目次

1	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則	P 1
2	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会専門委員会規程	P 6
3	第80回国民スポーツ大会馬術競技会開催準備総年次計画	P11
4	第80回国民スポーツ大会馬術競技会開催基本計画	P12
5	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会 馬術競技運営専門委員会馬事衛生部会設置要綱	P14
6	第80回国民スポーツ大会馬術競技会馬事衛生業務年次計画	P16
7	馬事衛生部会の廃止について	P17
8	第80回国民スポーツ大会馬術競技会広報実施計画	P18
9	第80回国民スポーツ大会馬術競技会施設整備実施計画	P19
10	第80回国民スポーツ大会馬術競技会宿泊・医事衛生業務実施計画	P20
11	青の煌めきあおもり国スポ馬術競技実施本部馬事衛生班体制	P21
12	青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会おもてなし実施計画	P22
13	青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会競技・式典実施計画	P23
14	青の煌めきあおもり国スポ馬事衛生対策マニュアル	P24
15	青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会輸送・交通実施計画	P38
16	青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会警備・消防防災実施計画	P39
17	青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会運営ボランティア募集要項	P40
18	青の煌めきあおもり国スポ関連QRコード	P43



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ・障スポ」という。）を青森県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国スポ・障スポ開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 国スポ・障スポにおける実施競技及び会場地市町村に関すること。
- (3) 国スポ・障スポ開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。
- (4) 国スポ・障スポ開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 冬季大会との連携に関すること。
- (6) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) その他国スポ・障スポを開催するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか国スポ・障スポ開催の事業に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 8名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、青森県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 国スポ・障スポの開催に必要な方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局 (事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計 (経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
(予算及び決算)
- 第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
(会計年度)
- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則 (委任)

- 第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

- 第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、平成28年8月31日から施行する。
- 2 準備委員会の平成28年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成30年7月10日一部改正)
この会則は、平成30年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和5年8月31日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の役員、委員、

顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

- 3 この会則施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」、「第80回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ」と読み替える。
- 4 この会則施行の際、現に制定されている第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」、「第25回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり障スポ」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による議決を求め、これをもって委員会に代えることができる。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から施行する。

附 則（平成29年4月19日一部改正）

この規程は、平成29年4月19日から施行する。

附 則（平成30年7月10日一部改正）

この規程は、平成30年8月30日から施行する。

附 則（令和元年6月14日一部改正）

この規程は、令和元年6月14日から施行する。

附 則（令和2年6月1日一部改正）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和5年8月31日一部改正）

この規程は、令和5年8月31日から施行する。

附 則（令和6年7月29日一部改正）

この規程は、令和6年7月29日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地選定に関すること。 3 県及び会場地市町村の業務分担に関すること。 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 文化プログラムに関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技運営専門委員会	1 競技運営等の基本的事項に関すること。 2 競技運営に係る計画の立案に関すること。 3 競技用具の整備計画に関すること。 4 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 競技用具整備の推進に関すること。 4 デモンストラーションスポーツに関すること。 5 リハーサル大会に関すること。 6 競技記録に関すること。 7 その他競技運営に関すること。
施設専門委員会	1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関すること 2 開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関すること 3 情報通信施設整備の基本的	1 競技施設及び関連施設の整備に関すること 2 開・閉会式会場及び関連施設の整備に関すること 3 情報通信施設の整備に関すること

	事項に関すること 4 その他施設に係る重要事項に関すること	4 その他施設に関すること
広報・県民運動専門委員会	1 広報の基本的事項に関すること 2 県民運動の基本的事項に関すること 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること	1 広報及び啓発の実施に関すること 2 県民運動の推進に関すること 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること 4 報道機関との調整に関すること 5 記録映像及び記録写真に関すること 6 その他広報及び県民運動に関すること
宿泊専門委員会	1 宿泊の基本的な事項に関すること 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること	1 宿泊業務に関すること 2 食事等の提供に関すること 3 その他宿泊に関すること
輸送・交通専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関すること 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること	1 全国輸送に関すること 2 開・閉会式の輸送に関すること 3 競技会場地の輸送に関すること 4 その他輸送及び交通に関すること
式典専門委員会	1 式典の基本的事項に関すること 2 その他式典に係る重要な事項に関すること	1 開・閉会式の企画及び運営に関すること 2 式典音楽に関すること 3 式典演技に関すること 4 大会旗・炬火リレーに関すること 5 その他式典に関すること

医事・衛生専門委員会	1 医事・衛生の基本的な事項に関すること 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること	1 医療救護及び防疫に関すること 2 食品衛生及び環境衛生に関すること 3 その他医事衛生に関すること
警備・消防専門委員会	1 警備及び消防防災の基本的事項に関すること 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関すること	1 開・閉会式会場の警備及び消防防災に関すること 2 その他警備及び消防防災に関すること
水泳（飛込）競技運営専門委員会	1 県外開催水泳競技の基本的事項に関すること 2 その他県外開催水泳競技に係る重要な事項に関すること	1 競技会開催準備の年次計画に関すること。 2 競技の企画及び運営に関すること。 3 競技用具の整備に関すること。 4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通、警備及び消防防災に関すること。 5 開催地の関係機関との連絡調整その他競技会を開催するために必要な事項に関すること。
馬術競技運営専門委員会	1 県外開催馬術競技の基本的事項に関すること。 2 その他県外開催馬術競技に係る重要な事項に関すること。	1 競技会開催準備の年次計画に関すること。 2 競技の企画及び運営に関すること。 3 競技用具の整備に関すること。 4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通、警備及び消防防災に関すること。 5 馬事衛生に関すること（馬術競技会運営専門委員会に限る。）。 6 開催地の関係機関との連絡

		調整その他競技会を開催するために必要な事項に関する こと。
全国障害者スポーツ大会 専門委員会	1 全国障害者スポーツ大会の 基本的事項に関すること。 2 その他全国障害者スポーツ 大会に係る重要な事項に関する こと。	1 全国障害者スポーツ大会の 競技に関すること。 2 全国障害者スポーツ大会の ボランティア（情報支援及び 選手団サポートに限る。）に関 すること。 3 全国障害者スポーツ大会の 県及び会場地市町の業務分担 及び経費負担に関すること。 4 競技運営主管団体との調整 に関すること。 5 その他全国障害者スポーツ 大会の企画・運営に関するこ と（式典を除く。）。

令和2年12月1日
令和3年10月29日

青の煌めき青森国スホ 馬術競技会 開催

第80回国民スポーツ大会馬術競技会 開催基本計画

第80回国民スポーツ大会馬術競技会（以下「競技会」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項、同細則、第80回国民スポーツ大会開催基本方針及び同基本構想に基づき、スポーツによる地域活性化や健康づくり、次代を担う子どもたちに夢や希望を与えるなど、新たな活力を創出するものとする。

競技会は、山梨県馬術競技場において開催されることから、山梨県、北杜市及び関係機関・団体等との連携を図り、簡素・効率的な運営に取り組むとともに、青森県、山梨県双方の馬術競技の普及・振興に資することを目指す。

1 総務企画関係

(1) 総務

競技会開催に向けて、現地事務所及び実施本部を設置し、競技会開催準備及び運営に万全を期するとともに、必要に応じ北杜市において競技会補助員（ボランティア）等の募集を行う。

(2) 広報

競技会開催に向けて地域の理解と協力が得られるよう、各種イベントや広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、広報活動を展開する。

(3) おもてなし

特産品、土産品等の販売や観光パンフレット活用等により、山梨県、北杜市及び青森県の魅力を紹介するとともに、競技会参加者等を温かく迎え、心のもったおもてなしを行う。

2 施設関係

(1) 施設

国民体育大会開催基準要項の施設基準を踏まえ、安全で円滑な競技会運営のために必要な仮設等の会場整備に努める。

3 競技式典関係

(1) 競技運営

青森県及び山梨県の競技団体との連携の下、審判員等の編成・研修等の競技運営に必要な諸条件の整備を図る。

また、既存の大会を活用したりハーサル大会の開催について検討するなど、万全な運営体制の確立を図る。

(2) 式典

開始式及び表彰式は、競技会運営に支障をきたさない範囲で効率よく実施する。

4 宿泊衛生関係

(1) 宿泊

競技会参加者の会場までの交通上の利便等を考慮し、宿舍の確保を図るとともに、衛生面に配慮し、栄養面の調和がとれた食事の提供に努める。

(2) 医事・衛生

競技会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、応急処置及び医療機関への移送等の医療救護体制を整備する。

また、競技会場及び宿泊施設等における食品衛生及び環境衛生対策に万全を期する。

(3) 馬事衛生

馬術競技の円滑な運営に寄与するため、出場馬の防疫、健康管理、輸送及び飼料の確保等に万全を期する。

5 輸送交通関係

(1) 輸送・交通

競技会会場周辺の道路及び交通状況を考慮し、必要に応じて計画輸送を検討するとともに、会場周辺に駐車場を確保する。

(2) 警備・消防防災

警備・消防防災体制を確立し、競技会場、宿泊施設等における災害の防止と非常時における緊急体制に万全を期する。

令和2年12月1日

馬術競技運営専門委員会 決定

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
馬術競技運営専門委員会 馬事衛生部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会規程第5条第1項の規定に基づき、馬術競技運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）の部会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び付託事項)

第2条 部会の名称並びに専門委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 部会の役員については、専門委員会委員長が指名する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは副部会長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 部会委員の任期は、委嘱されたときから部会の目的が達成されたときまでとする。ただし、部会委員が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その部会委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会は、付託事項を審議したときは、その結果を専門委員会に報告するものとする。

4 部会長は、災害その他やむを得ないと認められる場合又は軽易な事項については、書面による議決を求め、これをもって部会に代えることができる。

5 部会長が必要と認めるときは、部会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門委員会委員長の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
馬事衛生部会	1 馬事衛生の基本的事項に関する事 2 その他馬事衛生に係る重要な事項に関する事	1 出場馬の健康検査及び防疫に関する事 2 出場馬の診断及び装蹄に関する事 3 厩舎の衛生管理に関する事 4 飼料、敷料に関する事 5 出場馬の輸送及び入退厩に関する事 6 馬運車等の消毒に関する事 7 救護獣医師、装蹄師の確保に関する事 8 馬事衛生物品の調達に関する事 9 馬事衛生対策開催県連携に関する事 10 その他馬事衛生に関する事

第80回国民スポーツ大会 馬術競技会 馬事衛生業務年次計画

令和3年10月29日
第2回馬術競技運営専門委員会 決定

年度	令和2年度 (6年前)	令和3年度 (5年前)	令和4年度 (4年前)	令和5年度 (3年前)	令和6年度 (2年前)	令和7年度 (1年前)	令和8年度 (開催年)
主要スガール				開催決定・会期決定	現地事務所設置	県実施本部設置 (競技別実施班)	
競技会運営委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会
馬 事 衛 生 業 務	関係機関・団体との連絡調整						
	開催都道府県・開催地都道府県連携協力会議(必要に応じて)						
	部会	部会	部会	部会	部会	部会	部会
	馬事衛生業務年次計画	三重リハ・本大会	栃本リハ・本大会	馬事衛生体制	馬術衛生対策マニュアル	馬事衛生業務マニュアル	馬術リハ大会
	馬事衛生班運営 (馬事総務係)	馬事衛生班体制の検討	鹿見島リハ・本大会 開催都道府県の視察	流麗リハ・本大会	馬事衛生班 人員配置(案)	リハ大会 人員配置 リハ大会業務 必携作成	リハ大会 人員配置 リハ大会業務 必携作成
馬 術 競 技 会	健康検査 防疫 (衛生検査係) (防疫検査係)				健康検査業務の検討 防疫業務の検討	健康検査業務(案) 防疫業務(案)	健康検査の実施 馬インフルエンザ対策の実施 馬体照合・防疫検査の実施 馬運車・厩舎等の消毒の実施 本大会防疫 事前指導
	馬診療 装蹄 (馬診療係)	会場防疫レイアウトの検討	獣医師確保・配置の検討	装蹄師確保・配置の検討	獣医師診療業務の検討 装蹄業務の検討	診療業務(案) 装蹄業務(案)	獣医師との契約 診療所の設置・診療業務の実施 装蹄師との契約 装蹄所の設置・装蹄業務の実施
馬 術 競 技 会	馬事総務 (馬事総務係)	補助ボランティア確保の検討			馬運車駐車場の検討 馬匹輸送(案) 飼料・敷料調達業務の検討 厩舎等衛生管理業務の検討 馬糞処理業務の検討	馬運車駐車場(案) 馬匹輸送(案) 飼料・敷料調達(案) 衛生管理業務(案) 馬糞処理業務(案) ボランティア配置(案)	出場馬の輸送・入退厩・厩舎管理業務

第80回国民スポーツ大会 馬術競技会開催

令和3年10月29日

第2回馬術競技運営専門委員会 決定

馬事衛生部会の廃止について

1. 部会の廃止について

開催県の馬事衛生に係る業務負担が膨大であることから、第1回馬術競技運営専門委員会(R2.12.1)において馬事衛生部会設置要綱を策定、第1回馬事衛生部会(R2.12.21)を書面開催し先催県の馬事衛生業務について報告した。

馬事衛生に係る業務負担軽減に向けたJ S P O及び日本馬術連盟との三者協議(R3.5.11)において、入厩時の手帳査閲及び個体識別、入退厩時の馬臨床検査はNF獣医師団が中心となって担うことが確認されたことから、開催県の馬事衛生に係る業務負担が軽減されることとなった。

これに伴い、馬事衛生本部を設置せず馬事衛生班として対応することにより、県外開催先催県と比べて大幅に人員を削減できる見込みであるとともに、馬事衛生部会で取り扱う審議事項が質・量ともに軽減されることから、同部会を廃止し、同部会に付託・委任している事項について、馬術競技運営委員会で審議することとしたい。

<県外開催先催県比較>

開催年	開催県	会場地	馬事衛生本部体制
H29	愛媛	三木ホースランドパーク	44名
H30	福井	御殿場市馬術・スポーツセンター	36名
R8	青森	山梨県馬術競技場	21名（本県は班で対応）

2. 部会廃止に伴う部会委員の委員会委員への就任について

馬事衛生部会の廃止後は、同部会に付託及び委任していた事項について馬術競技運営専門委員会で審議する必要があるため、本委員会委員を増員することとしたい。

なお、馬術競技運営専門委員会委員を兼務していない山梨県農政部畜産課長、山梨県西部家畜保健衛生所長、青森家畜保健衛生所長、山梨県獣医師会理事には、引き続き、馬事衛生に係る基本的事項及び重要な事項に関して御助言をいただきたく、本委員会委員に就任いただきたい。

令和3年10月29日

第2回馬術競技運営専門委員会 決定

第80回国民スポーツ大会馬術競技会 広報実施計画

青の煌めきあおもり国スポ(第80回国民スポーツ大会)馬術競技会(以下「競技会」という。)の開催を広く青森県民、山梨県民及び北杜市民に周知し、競技会開催への理解を深めるとともに、気運の醸成に努めるため、「第80回国民スポーツ大会広報基本計画」に基づき次のとおり広報を実施する。

1 印刷物等による広報

第80回国民スポーツ大会準備委員会(以下「準備委員会」という。)作成のパンフレット・広報誌及び公式ポスター等を北杜市主要箇所に配布するとともに、各種広報紙等への競技会情報の掲載を依頼する。

2 多様なメディアによる広報

報道機関との連携及びインターネットなど多様なメディアの活用により、迅速かつ広域的な広報活動の展開を図る。

3 イベント等による広報

地元で開催される行事やスポーツ大会等のイベントに参画し、国スポマスコットやイメージソング等を活用するなど積極的な広報活動を行うとともに競技会への協力を呼びかける。

4 屋外広告物等による広報

関係機関の協力を得て、競技会場等に横断幕・のぼり等を設置し、競技会開催の広報に努める。

5 競技会の記録

競技会開催の準備、実施状況等を記録に収める。

令和4年11月10日

第3回馬術競技運営専門委員会 決定

第80回国民スポーツ大会 馬術競技会
施設整備実施計画

円滑で安全な競技運営はもとより、選手・監督、競技役員及び一般観覧者等の利便性を考慮して、次のとおり施設整備を実施する。

1 競技施設

公益財団法人日本スポーツ協会国体施設基準を順守し、競技運営に支障のないよう、競技団体及び施設管理者と十分協議し、既存の施設を最大限に活用する。

2 臨時仮設物

競技会運営に必要な臨時仮設物及び案内所・休憩所等のおもてなし施設については、施設管理者や関係団体等と十分協議の上、周囲の安全及び会場の動線計画等に配慮し、整備する。

3 通信施設

競技会運営の業務連絡用として、無線通信設備、場内放送設備、ファクシミリ及びインターネット等を必要な箇所に設置する。

第80回国民スポーツ大会 馬術競技会 宿泊・医事衛生業務実施計画

第80回国民スポーツ大会馬術競技会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊並びに大会参加者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事衛生については、第80回国民スポーツ大会馬術競技会開催基本計画、第80回国民スポーツ大会宿泊基本方針及び第80回国民スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、関係機関及び団体等の協力を得て、次のとおり実施する。

1 宿泊

- (1) 大会参加者の宿舎は会場及び周辺の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。）を利用する。
- (2) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配宿

- (1) 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場までの交通状況等を考慮し、県実行委員会に配置する合同配宿本部が行う。
- (2) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。

3 宿泊料金

競技会参加者の宿泊料金は、公益財団法人日本スポーツ協会が決定したものを適用する。

4 医療救護

- (1) 医療救護体制
大会参加者等の傷病発生に速やかに対処するため、北杜市医師会等の協力を得て、競技会場内に救護所を設置し、応急処置及び医療機関への搬送等の実施に必要な医療体制を整える。
- (2) 医療費の負担
医療機関における受診及び治療にかかる医療費については、受診者の負担とする。
なお、救護所での応急処置及び救急自動車等の利用において要した経費は、受診者の負担としない。

5 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品取扱施設等の監視、指導に努める。

6 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、団体等の協力を得て、会場等の美化、廃棄物の適正な処理、宿舎の衛生対策、飲料水の衛生対策、衛生害虫などの駆除等の環境衛生に努める。

7 馬事衛生

馬術競技出場馬に対し、関係機関、団体等の協力を得て、必要な措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整える。

令和5年11月9日

第4回馬術競技運営専門委員会 決定

青の煌めきあおもり国スポ 馬術競技実施本部 馬事衛生班体制

班長	馬事衛生業務を統括	
馬事総務係	総務	大会本部、各係、関係機関との連絡調整
		物品等管理、班員の勤務状況の把握等
		馬事衛生業務カメラ・ビデオ撮影、見学対応
	入退厩確認	入退厩時、馬運車の受付
		入退厩時間の変更に係る連絡調整
馬事受付係	受付誘導	会場内の馬運車等の誘導・指示
	消毒	入厩前厩舎消毒、車両等の消毒
		消毒槽・消毒マット等の管理
	手帳確認	入厩時の健康手帳・登録証の確認
衛生検査係	馬体照合	入厩時の馬体照合
	防疫検査	馬臨床検査 必要時、馬インフルエンザ病性鑑定
		隔離厩舎の管理、運営
	馬診療・装蹄	診療獣医師、装蹄師との連絡調整
		診療所、装蹄所の管理、運営
厩舎管理係	厩舎管理	厩舎地区の管理
		荷物積み降ろし運搬、清掃補助
業務委託等	診療業務委託、装蹄業務委託	
	飼料幹旋業務委託	
	厩舎地区警備業務委託	

令和5年11月9日

第4回馬術競技運営専門委員会 決定

青の煌めきあおもり国スポ^{きら} 馬術競技会 おもてなし実施計画

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、全国から訪れる選手・監督、競技役員及び一般観覧者等（以下「競技会参加者等」という。）をおもてなしの心で温かく迎え、青森県、山梨県及び北杜市等の情報・魅力を紹介するため、次の事業を実施する。

1 案内所の設置

競技会場内に受付案内所を設置し、受付及び競技、宿泊、輸送、交通、観光等の案内を行う。

2 休憩所の設置

競技会参加者等の憩いの場、交流の場として競技会場内に休憩所を設置する。

3 売店等の設置

競技会参加者等の便宜を図り、併せて青森県、山梨県及び北杜市の特産品・土産品等を紹介するため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場内に売店等を設置する。

4 観光情報の発信

競技会参加者等に対し、青森県、山梨県及び北杜市の観光パンフレット等の配付による多様な魅力の発信と情報提供を行う。

5 歓迎装飾の実施

競技会全体を盛り上げるため、競技会場及びその周辺に、歓迎看板、のぼり旗、装花等を設置する。

令和5年11月9日

第4回馬術競技運営専門委員会 決定

青の煌めきあおもり国スポ^{きら} 馬術競技会 競技・式典実施計画

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、競技団体との密接な連携のもと競技会運営体制を確立し、安全面等に十分配慮しつつ、選手が持てる力を十分に発揮できる競技会とするため、次のとおり競技運営、式典及びリハーサル大会を実施する。

1 競技運営

競技団体と連携し、必要な諸条件の整備を図り、安全面に十分配慮しつつ、円滑かつ効率的な競技運営を行う。

（1）審判員・競技補助員等の編成

「青の煌めきあおもり国スポ競技役員等養成基本方針」及び「青の煌めきあおもり国スポ競技役員等編成基本方針」に基づき、競技団体と十分協議し、審判員・競技補助員等の養成及び編成を図る。

（2）競技用具の整備

「青の煌めきあおもり国スポ競技用具整備基本方針」に基づき、競技団体と十分協議し、計画的かつ効率的な整備を行う。

（3）競技記録

競技記録の収集・速報は、競技団体等と連携を図り、正確かつ迅速に処理する。

2 式典

表彰式は、簡素を旨とし、選手のコンディションに配慮しつつ競技会運営に支障をきたさない範囲で行う。

3 リハーサル大会

本大会に向けて競技会運営能力の習熟、強化を図り、合わせて地元住民等の競技会に対する関心を高めるため、競技団体等と協力してリハーサル大会を実施する。

4 事前研修

競技会の運営全般にわたって習熟を図り、競技会運営能力を強化し、万全な競技運営体制を確立するため、現地において必要な講習会等を開催する。

青の煌めきあおもり国スポ 馬事衛生対策マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会開催基本計画に基づき、馬術競技参加馬（以下「参加馬」という。）の防疫、健康管理、輸送等馬事衛生対策及び馬のウェルフェアに関し必要な事項を定める。

2 防疫対策

(1) 家畜防疫員の配置

参加馬の防疫に万全を期するため、家畜防疫員（家畜伝染病予防法第53条第3項に定める家畜防疫員をいう。）を配置する。

(2) 防疫検査

家畜防疫員は、参加馬が入厩したとき、家畜伝染病予防法施行規則による「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、馬インフルエンザ予防接種に係る次の基準を満たしていることを確認する。

なお、基準を満たしていない馬は退厩させる。

ア 基礎接種として、初回ワクチン接種を実施してから21日以上・60日以内に2回目のワクチン接種を行うこと。補強接種については、基礎接種（2回目）から6ヵ月＋21日以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。以上が満たされていない場合、再度基礎接種から実施していること。

（経過措置）

1 2008年3月31日以前に基礎接種を完了している馬について

- ① 2回の基礎接種の間隔は、2週間以上2ヵ月以内であれば可とする。
- ② 基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。

2 2024年1月1日以前に基礎接種を完了している馬について

- ① 2回の基礎接種の間隔は、21日以上・2ヵ月以内であれば可とする。
- ② 基礎接種の後の最初の補強接種は7ヵ月以内であれば可とする。

3 その他、過去の履歴において本要領に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽種馬防疫協議会が定めていた要件を満たしていれば可とする。

イ 入厩する6ヵ月＋21日以内に補強接種または基礎接種（2回目）を受けていること。

ウ 入厩前1週間以内のワクチン接種は接種歴として認めない。

エ 輸入馬は、輸入後に基礎接種から始めることが望ましい。獣医師が下記例文の文言を用いて輸入前の接種歴を証明し、接種歴のコピーが添付されている場合は接種歴として認める。

《例文》

本馬はJEF要領に則って馬インフルエンザ予防接種を適正に受けており、最新の接種日が●年●月●日であることを証明します。 ●年●月●日 獣医師署名

(3) 馬事衛生エリア

会場内に馬事衛生エリアを設け、衛生的に管理する。馬事衛生エリアには、厩舎のほか汚物堆積場その他参加馬の健康管理等に必要な施設等を設置する。

(4) 消毒及び衛生害虫駆除

入場する車両及び立ち入る者の消毒を行うため、馬降所への入場口付近、馬事衛生エリア及び厩舎の出入口付近に消毒設備を設置するとともに、馬事衛生エリアの害虫駆除を行う。

ア 厩舎の消毒は、参加馬の到着前5日以内及び退厩後直ちに行う。

イ 馬運車等馬降所に入場する車両の消毒は、車両が会場に到着したときに行う。

ウ 厩舎に立ち入る者に対し、手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を行わせる。

エ 厩舎及び汚物堆積場に殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生予防及び駆除に努める。

(5) 馬事衛生エリアへの立入りの制限

馬事衛生エリアを家畜伝染病予防法施行規則に定める衛生管理区域とし、立入りは定められた出入口からのみとし、立ち入る者はあらかじめ県実行委員会が配付する「馬事衛生エリア立入許可証」を身に付けるものとする。

(6) 伝染性疾病発生時の対応

救護獣医師（参加馬の傷病の発生に対し、応急処置及び救急の治療にあたる県委員会が指定する獣医師（次に掲げる外来獣医師を除く。）をいう。以下「救護獣医師」という。）、外来獣医師（必要に応じて参加都道府県が帯同する獣医師をいう。）及びホースマネージャー（参加馬の管理に係る参加都道府県の責任者をいう。）は、参加馬に伝染性疾病を疑う事例が発生した場合は、直ちに馬事衛生班に通報するとともに、その指示に従う。馬事衛生班は、家畜伝染病予防等に基づき、山梨県知事に速やかに届け出るとともに、まん延防止のために必要な措置を講じる。

(7) 隔離厩舎の設置

伝染性疾病を発症（疑う事例も含む。）した参加馬を隔離するため、馬事衛生エリア外に隔離厩舎を設置する。

3 参加馬の健康管理

(1) 健康検査

家畜防疫員は、参加馬が入厩した後及び退厩する前に厩舎内で健康検査を実施する。視診、聴診、打診及び触診等による臨床検査とする。ただし、家畜防疫員が必要と認めるときは、血液、尿等の精密検査を実施する。

(2) 健康観察

ホースマネージャーは、入厩期間中、毎日、管理する参加馬の健康観察及び体温測定を行い、異常の早期発見に努める。

異常が認められる場合には、直ちに救護獣医師又は外来獣医師に連絡するとともに、家畜防疫員の指示に従う。

(3) 馬診療

参加馬の傷病発生等に対処するため、馬事衛生エリアに馬診療所を設置し、救護獣医師を配置する。

ア 馬診療所は、令和8年10月11日（日）から10月18日（日）までの間、常時開所する。

イ 診療に要した費用は、参加都道府県の負担とし、支払方法は別途定める。

ウ 救護獣医師は、必要に応じて参加馬を獣医療機関へ移送するなど、適切な措置を講じる。なお、移送に要した費用は、参加都道府県の負担とする。

エ 救護獣医師は、診療業務の実績等を「診療簿（様式1）」、「診療日報（様式2）」及び「診療実績書（様式3）」により、診療日翌朝までに馬事衛生班長に報告する。

オ 外来獣医師は、入厩期間中に診療活動を行う場合には、診療前に「外来獣医師診療届（様式4）」を、診療後に「外来獣医師診療報告書（様式5）」を、馬事衛生班長を経由して獣医師団長に提出する。

(4) 装蹄

参加馬の落鉄等に対処するため、馬事衛生エリアに装蹄所を設置し、公設装蹄師を配置して夜間を除き対応する。

ア 装蹄所は、令和8年10月11日（日）から10月18日（日）までの間、午前8時から午後6時まで開所する。

イ 装蹄に要した費用は、参加都道府県の負担とし、装蹄所において支払うものとする。

ウ 公設装蹄師は、装蹄業務の実績等を「装蹄簿（様式6）」、「装蹄日報（様式7）」及び「装蹄実績書（様式8）」により、従事日の業務終了後、速やかに馬事衛生班長に報告する。

エ 外来装蹄師は、入厩期間中に装蹄活動を行う場合には、装蹄前に「外来装蹄師装蹄届（様式9）」を、装蹄後に「外来装蹄師装蹄報告書（様式10）」を、馬事衛生班長を経由して獣医師団長に提出する。

4 厩舎等の管理

(1) 厩舎の使用期間等

ア 厩舎の使用期間は、原則として令和8年10月11日（日）午前8時30分から10月18日（日）午後5時までとする。

イ 入厩日は、令和8年10月11日（日）から10月13日（火）までとする。なお、11日（日）及び12日（月）は午前8時から午後5時までの間、13日（火）は午前8時から正午までの間に入厩する。

退厩日は、令和8年10月14日（水）から10月18日（日）とし、午前8時から午後5時までの間に退厩する。

(2) 入厩等の手続き

ア 参加馬の輸送は、馬運車を使用することとし、参加都道府県の責任で行う。

なお、輸送に係る経費は、参加都道府県の負担とする。

イ 参加都道府県の参加馬の輸送に係る責任者（以下「馬輸送責任者」という）は、別に定める方法により、入厩及び退厩の申し込みを行うものとし、馬事衛生班は申込内容に基づき参加馬の入厩・退厩計画を作成する。

(3) 衛生管理

馬事衛生班は、厩舎等の施設を常に清潔に保つよう、衛生上必要な措置を講じる。

特に汚物堆積場は衛生的に管理し、汚物等を適正に処理する。

また、ホースマネージャーは厩舎内外を清潔に保持し、衛生害虫の発生防止等に努める。

5 飼料及び敷料

(1) 飼料

参加馬の飼料は、参加都道府県が入厩時に持参し、退厩時にすべて持ち帰るものとする。

なお、持参できない場合は、事前に購入業者の斡旋を申し込むものとする。

(2) 敷料

敷料は、オガ粉等とし、参加馬の入厩前に各馬房に配布し、不足が生じた場合は適宜支給する。

6 参加都道府県の責務

参加都道府県は、参加馬の輸送の出発に際し、参加馬の健康状態及び装蹄に十分配慮し、良好な状態で参加させるよう努める。

また、入厩期間中は、参加馬の健康管理、飼料、馬具等の保管及び厩舎内外の清潔の保持等について、責任を持って行う。

7 その他

このマニュアルに定めるもののほか、馬事衛生に必要な事項については、県実行委員会及び馬事衛生班が、関係機関・団体と協議のうえ定める。

(様式1)

診 療 簿

1 受診馬

馬名				馬匹番号		都道府県	
登録番号		品種		性別	☐ 牡 ☐ 牝 ☐ セン	毛色	
年齢・ 生年月日	歳 (年 月 日生)			産地		厩舎番号	

2 所有者又は診療申込者

氏名 (団体名) 【 ☐ 所有者 ☐ 申込者】		連絡先	※携帯電話番号を記入
住所			

2 診療内容 (☐一般 ☐応急)

診療 受付日時	症状	診療内容	使用薬剤	救護獣医師名	料金
					精算日
／ ：		☐ 内科 ☐ 外科			円
					／ 済
／ ：		☐ 内科 ☐ 外科			円
					／ 済
／ ：		☐ 内科 ☐ 外科			円
					／ 済
／ ：		☐ 内科 ☐ 外科			円
					／ 済
／ ：		☐ 内科 ☐ 外科			円
					／ 済
料金合計					円

(様式2)

診 療 日 報

1. 診療年月日 令和8年 月 日 (曜日)

2. 診療頭数 (単位:頭)

内 科 疾 患	外 科 疾 患	計	
		実頭数	延べ頭数

3. 診療の内訳

番号	受付 時間	馬名	馬匹 番号	都道 府県	症状・経過	救護 獣医師名	備考
	:						馬房・診療所 内科・外科 初診・再診
	:						馬房・診療所 内科・外科 初診・再診
	:						馬房・診療所 内科・外科 初診・再診
	:						馬房・診療所 内科・外科 初診・再診
	:						馬房・診療所 内科・外科 初診・再診
	:						馬房・診療所 内科・外科 初診・再診

(様式3)

診 療 実 績 書

(単位：頭)

区 分 診療日	内 科 疾 患	外 科 疾 患	計	
			実頭数	延べ頭数
10月5日(月) 入厩1日目				
10月6日(火) 入厩2日目				
10月7日(水) 入厩3日目				
10月8日(木) 競技1日目				
10月9日(金) 競技2日目				
10月10日(土) 競技3日目				
10月11日(日) 競技4日目				
10月12日(月) 競技5日目				
合 計				

(様式4)

外来獣医師診療届

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技 獣医師団長 様
(青の煌めきあおもり国スポ馬事衛生班長 経由)

令和8年 月 日

獣医師名

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技において、外来獣医師として診療を実施したく、下記のとおり届け出ます。

なお、診療の実施にあたっては、青の煌めきあおもり国スポ馬事衛生対策マニュアル及び日本馬術連盟競技会規定を遵守するとともに、国際馬術連盟獣医規定の精神を尊重します。

また、診療後は所定の様式により診療報告書を提出します。

記

診療獣医師名	
獣医師免許番号	
携帯電話番号	
診療所	名 称 : 所 在 地 : 電話番号 :
診療実施予定日	令和8年10月 日から10月 日まで
診療予定の都道府県	
厩舎地区付近の臨時駐車場	☐ 必要 () 台 ・ ☐ 不要

(様式5)

外来獣医師診療報告書

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技 獣医師団長 様
(青の煌めきあおもり国スポ馬事衛生班長 経由)

令和8年 月 日

獣医師名

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技において、下記のとおり参加馬の診療を実施しましたので、報告します。

記

診療内容

診療日時	馬名	馬匹番号	都道府県	診療内容	使用薬剤
／ ：				☐ 内科 ☐ 外科	
／ ：				☐ 内科 ☐ 外科	
／ ：				☐ 内科 ☐ 外科	
／ ：				☐ 内科 ☐ 外科	
／ ：				☐ 内科 ☐ 外科	

(様式6)

装 蹄 簿

1 装蹄馬

馬名				馬匹番号		都道府県	
登録番号		品種		性別	☐ 牡 ☐ 牝 ☐ セン	毛色	
年齢・ 生年月日	歳 (年 月 日生)			産地		厩舎番号	

2 所有者又は装蹄申込者

氏名(団体名) 【所有者 ☐ 申込者 ☐ 】		連絡先	※携帯電話番号を記入
住所			

2 装蹄内容 (☐ 一般 ☐ 応急)

診療 受付日時	装蹄内容	装蹄師名	料金
			精算日
／ ：			円
			／ 済
／ ：			円
			／ 済
／ ：			円
			／ 済
／ ：			円
			／ 済
／ ：			円
			／ 済
		料金合計	円

(様式 7)

装 蹄 日 報

1. 装蹄年月日 令和 8 年 月 日 (曜日)

2. 装蹄頭数 (単位: 頭)

新装蹄鉄 (A)	改装蹄鉄 (B) (クランボン加工含む)	釘蹄 (C)	その他 (D)	計 (A+B+C+D)

3. 装蹄の内訳

番号	受付 時間	馬名	馬匹 番号	都道 府県	内訳				装蹄師名	備考
					左 前	右 前	左 後	右 後		
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
(特記事項)										

(様式 8)

装 蹄 実 績 書

(単位：頭)

区 分 装蹄日	新装蹄鉄(A)	改装蹄鉄(B) (クランポン加工含む)	釘蹄(C)	その他(D)	計 (A+B+C+D)
10月5日(月) 入厩1日目					
10月6日(火) 入厩2日目					
10月7日(水) 入厩3日目					
10月8日(木) 競技1日目					
10月9日(金) 競技2日目					
10月10日(土) 競技3日目					
10月11日(日) 競技4日目					
10月12日(月) 競技5日目					
合 計					

(様式 9)

外来装蹄師装蹄届

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技 獣医師団長 様
(青の煌めきあおもり国スポ馬事衛生班長 経由)

令和 8 年 月 日

装蹄師名

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技において、外来装蹄師として装蹄を実施したく、下記のとおり届け出ます。

なお、装蹄の実施にあたっては、青の煌めきあおもり国スポ馬事衛生対策マニュアル及び関係諸規定を遵守します。

また、装蹄後は所定の様式により装蹄報告書を提出します。

記

装蹄師名	
公認装蹄師番号	
携帯電話番号	
装蹄所	名 称 : 所 在 地 : 電話番号 :
装蹄実施予定日	令和 8 年 1 0 月 日から 1 0 月 日まで
診療予定の都道府県	
厩舎地区付近の臨時駐車場	☐ 必要 () 台 ・ ☐ 不要

(様式10)

外来装蹄師装蹄報告書

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技 獣医師団長 様
(青の煌めきあおもり国スポ馬事衛生班長 経由)

令和8年 月 日

獣医師名

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技において、下記のとおり参加馬の装蹄を実施しましたので、報告します。

記

装蹄内容

装蹄日時	馬名	馬匹番号	都道府県	装蹄内容
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				

青の煌めきあおもり国スポ^{きら} 馬術競技会

輸送・交通実施計画

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者（以下「競技会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送及び交通については、第80回国民スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、関係機関・団体等の協力を得て、次のとおり実施する。

1 輸送対策

（1）競技会参加者の輸送

競技会参加者の輸送に当たっては、来会意向調査等を踏まえ、必要に応じて計画輸送を行う。

（2）一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、バス、鉄道等の公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、会場最寄駅及び会場周辺駐車場からのシャトルバスの運行による円滑な輸送に努める。

（3）指定集合地等の設定

競技会参加者および一般観覧者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人数、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地等を設ける。

2 駐車場対策

競技会場およびその周辺における駐車場については、十分な確保に努め、必要な駐車場整理員を配置し効率的な利用に努めるとともに、競技会の運営上必要と認められる車両には、事前に駐車許可証等を交付するなどの措置を講じる。

3 交通安全対策

競技会場およびその周辺において安全かつ円滑な通行を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、適切な交通安全対策を講じる。

4 リハーサル大会

リハーサル大会における輸送・交通については、原則として本計画に準じて取り扱う。

青の煌めきあおもり国スポ 馬術競技会

警備・消防防災実施計画

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会における警備・消防防災については、第80回国民スポーツ大会警備・消防防災基本方針に基づき、関係機関・団体等の協力を得て、次のとおり実施する。

1 実施業務

競技会が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関・団体等の協力を得て、次の警備・消防防災対策を講じる。

(1) 警備対策

自主警備体制を確立し、事件・事故等の未然防止および発生時における速やかな事態の収拾を図る。

(2) 消防防災対策

火災その他災害（以下「火災等」という。）の未然防止および火災等発生時における迅速的確な対応を図るため、計画を策定するとともに、火災等発生時の情報収集・伝達・避難誘導および消防防災体制（救急・救助体制を含む。）を確立する。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

競技会場での大規模災害及び突発重大事案発生時には、関係機関・団体等との連携のもと、情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

2 実施場所

実施場所は、原則として競技会場、駐車場および周辺道路とする。

3 情報連絡体制

実務業務を円滑に行うため、関係機関および団体等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

4 リハーサル大会

リハーサル大会における警備・消防防災については、原則として本計画に準じて取り扱う。

青の煌めきあおもり国スポ 馬術競技会運営ボランティア募集要項

1 目的

令和8年に山梨県馬術競技場で開催する青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会において、全国から訪れる選手・監督等の来場者をおもてなしの心でお迎えするため、競技会の運営を支える運営ボランティアを募集する。

2 募集主体

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）とする。

募集窓口は青の煌めきあおもり国スポ馬術競技事務所（以下「馬術競技事務所」という。）とする。

3 募集期間

令和7年7月1日（火）から募集人員に達するまでとする。

4 応募要件

2014（平成26）年4月1日以前に生まれた方（2026（令和8）年4月1日時点で12歳以上）で、活動日での参加が可能な方。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込については、保護者の同意を得るものとする。

5 応募方法

当競技会に係るボランティア募集ホームページの応募フォームにより申込むか、登録申込書に必要事項を記入の上、馬術競技事務所に持参、郵送、FAXまたはメールでの提出により行うものとする。

なお、グループでの申込もできるものとする。

6 登録・取消

馬術競技事務所は、応募者のうち応募要件を満たした者を運営ボランティア登録者（以下「登録者」という。）として登録し、運営ボランティア登録証を交付する。

なお、本人の申し出によるほか、当競技会のイメージを損なう行為等があった場合は、県実行委員会の判断に基づき、登録を取り消すことがある。

7 活動場所、活動内容および活動日

(1) 活動場所

山梨県馬術競技場（山梨県北杜市小淵沢町）

(2) 活動内容

活動場所において以下の業務を行う。

種 別	内 容
受付・案内	来場者受付、会場案内、誘導、介助等
会場整理	観客改札、観客誘導、座席案内等
会場美化	ゴミ箱管理、会場内の清掃等
会場サービス	弁当・飲み物の配布、車椅子の貸出等
式典運営	表彰式等の式典補助等
その他	上記以外で競技会の運営に必要な活動

(3) 活動日

① 馬術競技会リハーサル大会

入厩日 令和8年 6月 4日(木) ～ 6月 5日(金)

大会 令和8年 6月 6日(土) ～ 6月 7日(日)

② 馬術競技会

入厩日 令和8年10月11日(日) ～ 10月13日(火)

大会 令和8年10月14日(水) ～ 10月18日(日)

8 活動日・活動内容の決定

登録者の活動日・活動内容については、事前に実施する希望調査を参考に、馬術競技事務所が決定する。

9 研修等

馬術競技事務所は、馬術競技会に関する認識を深め、競技会の円滑な運営を行えるよう、登録者を対象とした研修等を実施する。

10 待遇

- (1) 活動および研修等への参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 服飾等の識別用品及び昼食については、必要に応じて、県実行委員会が支給する。
- (3) 活動および研修にあたり、県実行委員会の負担により、「傷害保険」および「賠償責任保険」に加入する。

11 関係機関との連携等

運営ボランティアの募集にあたっては、開催地域との連携を図るとともに、学校、企業、社会福祉協議会等の各種団体の協力を得るものとする。

12 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、青森県個人情報保護条例、その他関係法令の規定に基づき、その保護を図るものとする。

- (2) 登録者の個人情報については、両大会の運営のために使用し、その他の目的には使用しない。ただし、申込時に各会場地市町村等への情報提供に同意した登録者（応募時点で18歳未満の場合は、保護者の同意を得た者）の情報に限り、各会場地市町村等からの要請に応じて提供することができるものとする。
- (3) 登録者を活動や研修の際に撮影した写真・動画については、両大会を広報する目的の限りにおいて、県準備（実行）委員会のホームページやSNS、その他広報媒体に掲載できるものとする。

13 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ関連 QRコード

① ホームページ



② Youtube



③ Facebook



④ Instagram



⑤ X



※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

